大日本蠶絲會報

第五拾參號

明治二十九年十一月

目次

●論說
○蠶會に於ける蠶業問題の經過　衆議員議員　新井毫
○蠶種の一定に就て　農學士　石渡繁胤
○桑樹モンパ病菌　市川延次郎
●寄書
○桑葉の霜害豫防法に就て　池田孝之助
○蠶種製造家に望む　館三之吉
○繰絲湯の溫度及清潔に就て　廣瀨由太郎
●統計
○全國蠶紙及蠶卵紙產額○二十九年九月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計○二十九年九月中絹布類輸出數量元價統計
●問答
○蠶卵に就ての質問豊に答○蠶種寒漬に關する質問豊に答○繭形改良に附き質問豊に答○收蠶法に就て質問豊に答○跳眠前取扱に附き質問豊に答
●外報
○外國蠶業輸入品に對する佛國關稅意見○桑實種數採取法○西班牙國蠶繭收穫景況○佛國輸入本邦製綾羽二重免稅○杭州製絲場及紡績所設立計畫○絲繭風金徵課額一定
●雜報
○第二回品評會及小集會記事○建碑式執行委員長の謝狀○露國に於ける日本生絲○小松宮御邸の蠶種檢査○生絲屑物目歩の引上げ○蠶尿排泄器○神戸蠶絲取引所沿革事件○横濱生絲檢査所生絲檢査調○神戸生絲檢査所生絲檢査調○蠶種檢査法案○神戸蠶絲取引所の成行き○鷹澤驗吉氏の人造絹絲論○米國大統領と絲況の關係○蠶種檢査上の發明○新潟絲蠶絲織物品評會○松永技師の出張講話○絲綾獎賞下賜○叙任

●會費延滯の會員諸君に稟告す

時下寒冷の候益々御多祥斯業の爲め御勵精の段欣賀の至りに御座候陳者本會も各地有志家諸君の賛成を得て漸次隆盛の域に進み會員の數は日に月に增加の勢ひに有之候就ては一層會務の擴張を圖り斯業を發達せしむるの手段を盡し申度と種々計畫罷在候然るに會員諸君の義務として出金せらるべき規定の會費御拂込み相後れ候向有之爲めに會計上の不整を來し目的を達する能はざる塲合も候て苦慮罷在候に付事情深く御諒察の上會費延滯の分は迅速御拂込み相成會務の進行に滯滯を來さゞるやう偏に御留意有之度此段特に稟告仕候也

追て萬一御拂込み無之に於ては本會に對して本分の義務を盡されざる者と看做し不本意ながら除名の處分取計候塲合にも立至り可申然るに於ては御名譽にも關係致候儀と推察仕候間爲念申添へ候也

明治二十九年十一月

大日本蠶絲會幹事長岡　毅

●明年度會費の儀に付き稟告

來る三十年度會費金は本年中に前納せらるべき規定に付き未だ御拂込み無之向は至急御拂込相成度候也

郵便爲替は拂渡局所名を東京神田淡路町に、其證書中「差出人は此處に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下に「東京神田區美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會」と御記入相成るべし●現金にて通運便に托し御拂込みの節は必ず配達賞御拂濟みに相成るべし●郵便切手代用の節は必らず一割增しにて御送付相成るべし

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第五拾參號

●論說

●議會に於ける蠶業問題の經過

第二會小集回演說　衆議院議員　新井　毫

私は本會に列するの榮を得まして意見を述べますのは今日が初めてゝありますから御目に懸つた御方もありませう、又御目に懸らぬ御方もありませうが、私は上州赤城山の百性で新井毫と申す者であります、御承知の通り此地方は桐生郷と稱して德川公御入國の際に御旗絹を織出した地方の者でありまして、勢多郡黑保根村の下田澤の者で直ぐ隣りの大字水沼の星野長太郎君とは同村の者であります、今も矢張蠶業を營んで居つて養蠶も生絲も只今致して居るのでありますが、私は子供の時から浪人者になり世波の中に漂つて居りましたから實地經驗に富んで居る譯ではございませぬが、自分の地方の關係でありますから聊か辯ずるのであります、蠶業同志者の方から議會では此蠶業問題に就て盡力せよと云ふことであつて、又自らも期する所がありまして、第八議會に御承知の通り蠶業講習所設置建議案を提出致しました、是は全國蠶業家の意見を採つて之を議會に提出したのであります、之が通過致しまして、其結果第九議會には西ヶ原の擴張費を提出されました、其當時政府委員と推問答を致し

たことがあります、又將來に就て其希望を申述べて當路者の意見を聽いて置いたことがありますから、聊か此の蠶業が帝國議會に如何なる關係があるかと云ふことを御話致しますが、是は蠶業其物に直接の關係ではありませぬ、けれども國家が蠶業を保護し、國民が蠶業の改良を計る上に於て敢て無用ではないと思ひますから是迄議會に於ける經過の概畧を御話致さうと思ひます、私の述べまする所の要點は右の事でありますから其思召で御聽取りを願ひたうございます、蠶業が日本國家に如何なる關係があるかと申しますれば、是は勿論日本の生命であると言つて差支へないと云ふことは誰も知つて居る話である、自分も講習所建議案の時に此一言を説明の際に述べて居ります、假令砲臺の建築にしやうが、軍備の擴張にしやうが、航路の擴張にしやうが、造船所の奬勵にしやうが、何をした所が結局金が要る、此金を貿易の上に就て海外から取るには何の品物であるかと言へば蠶の一に歸するのであつて、此物産が進まぬければ實に輸入品と交換する物はありませぬ、茶、米にしても僅のものであつて、日本の輸出品の大部分は十の七八は此蠶業が占めて居る、即ち生絲織物となつて貿易の重要物となつて居ることは事實でありますから、固より蠶業は日本國家に大關係があつて日本の命脈であると云ふことは論を俟たぬ話である、此日本の輸出品の第一たる蠶絲と云ふものがどう云ふ沿革をして、どう云ふ進歩をして、どう云ふ變化をして來たかと云ふことは自分の贅言を俟たずとも諸君は明瞭に御承知でありませう、或は盛んになり或は衰へて其都度に改良の論を喚起し又は事實に於て改良

を企てた人がある、是は獨り生絲のみではなく養蠶の改良、種紙の改良、其外尙ほ進んで勇氣のある人々は横濱の問屋連中で生絲を楯に取つて金貸しを商買にするが如き舊慣あるを慨して世に先んじて直接の貿易を企て虎狼の秦に入つて成敗を決せんとする樣な大膽な考へを起し、蠶業は日本の命脈であるから直接に其信用を海外の市場に得て支那、伊太利、佛蘭西と競爭して勝を占め樣と云ふ大希望と責任とを有して其計畫を實行した例もあります日本の蠶業に就ては段々意見もあつて一言以て盡すことを得ませぬ、けれども要するに直輸貿易の奬勵、種紙の檢査、生絲檢査所の設立、蠶業教育の奬勵、此四つに分れて居つて其中の蠶業講習所設置建議案は第八議會を通過し又生絲檢査所設置案も既に第九議會を通過して設置になりました、只餘す所は直輸貿易の奬勵と、種紙の檢査法であるが、此種紙檢査法も第九議會の終りに至つて議場に上つたが夫れは最終の日であつて其儘になつたから、定めて今度の第十議會には此種紙檢査の議が議場の一大問題になると云ふことは明かな話であります、日本の蠶業が如何に日本國家に重きをなして居るかと云ふことに就て朝野の人は擧つて頭を此問題に就て惱まして居るが、蠶業中改良す可きは那點が一番必要であるか、どの點が一番肝要であるかと、分析比較して調査して見た所が生絲も素より改良しなければならぬ、種紙も成丈改良しなければならぬ、蠶種の性質を改良して其種類を定め決して色々の繭の餘計出來ない樣にして病粒の少ない種紙を取つて良い繭を揃へてやれば揃つた生絲が出來て外國の賣先きに重い信用を得ることは論を俟たぬ話

である、けれども若し種紙を改良し、生絲を改良して見た所が夫れを賣捌くことに就て手段が悪ければ即ち日本が損をする譯になります、今日横濱の取引の有樣を見れば自分が申さずとも諸君の中に志を同うする人は慨嘆して居ると思ひます、横濱の蠶絲家が日本第一の物產を擔にして日歩貸の性質に變化して居る、是等は大いに海外貿易の盛衰に就て大關係があるから内地の蠶業者は素より輿論を定めて只當路の農商務省を動かす許りでなく、本業に直接に關係して居る者の中にも弊害があれば進んで之が改良論を起さなければならぬ、即ち今日に至つては造船所奬勵法案も通過し、航海奬勵法案も通過したと云ふ譯でございますから大いに航路でも擴張して日本の船で日本の產物を送る樣にして、海外貿易の便を得て國家の利益を得る氣運に進んだならば只横濱神戸と云ふ如き港に寄留して日本の商權を握つて居る諸外國の手代等との取引に賴る許りでなく、進んで大資本を集めて亞米利加、佛蘭西、英吉利に直賣することにしなければならぬ、けれども其直輸だとか、生絲檢査所だとか、蠶絲檢査法だとかと云ふ特別の問題に就ては各〻專門家があつて主として夫れに任じて居りますから其事實に精密ならざる吾輩が意見を述ぶる必要がないから只大躰に止めて措きます、併しながら直輸の手段に就ては改良發達せしめなければならぬ、種紙の檢査をすることに就ても大いに其方法を改良して至當のものとなさなければならぬ、又絲の檢査をしなければならぬ、又織物の如きものも此四五年間に輸出は進んで大層な多額に上つたが是等も盛んになると同時に弊害も多くなるから改良しなければならぬ、要するに蠶絲業は萬般に亘りて一日も改良進歩と云ふことを忽にすべからざるは明かな話であります、けれども悲しむべきかな日本第一の國產たる蠶絲業に就てあれも改良せんならぬ、是も改良せんならぬ、生絲も檢査せんならぬ、種紙も檢査せんならぬ、直輸の奬勵もせんならぬと云ふ聲が朝野の間に充滿して居るのは諸君は喜ぶべきであるか、悲しむべきであるか、直輸の方法にして完全ならば豈に奬勵と云ふ言葉を發するを竢むや、生絲にして完全無缺であれば何を悲んで檢査所の設立を望むや、種紙にして十分精良なものであつたならば何ぞ檢査を主張する必要あらむや、實に直輸の奬勵、生絲檢査所、種紙檢査が必要である以上は是れ種紙にしても、生絲にしても、直輸にしても詰まり不完全にして弊害のある反證であらうかと思ひます、即ち今日に至つて斯樣な呼聲が盛んに我等の耳に達するのは國家の爲め蠶業の爲め實に悲しむべきことであらうと思ひます、斯樣に觀察して見ますると、生絲にして若しも佛蘭西、英吉利、亞米利加等に於て支那伊太利の品物と競爭して其賣先を奪はれて、日本の生絲が世界の市場に勢力を失ひ、信用を失つたならば日本國家の獨立に大關係があるかないかと云ふことは三歳の兒童と雖も承知して居るにも拘らず、尙ほ且つ今日日本の生命とも申すべき蠶絲業に於て弊風が斯の如く堆積して居ると云ふことは實に悲しむべきことである、何が爲めに今日開港後既に四五十年に至つても本業が改良進歩して伊佛と相爭ふ完全の地に進まぬかと申すと外ではない全國一般蠶業教育の普及しない結果と私は思ふのであります、即ち今日に至つて只蠶紙を

檢査すべし、生絲を檢査すべしと叫ぶと同時に蠶業教育を十分に擴張して蠶絲業が國家に如何なる關係を有するか、蠶絲業と云ふものは世界の市場に於て如何なる競爭者を持つか、如何にせば之を改良し之を發達せしむるを得るかと云ふことを全國一般の蠶業者に知得せしめたならば、陰で絲屋さんが悪いことをしやうとしても聯ぢて出來ない、種屋が悪い物を賣つて利益を得やうとしても出來ない、蠶業に重きを措いて蠶業は日本國家の生命であると云ふことの一點張になれば不正品を拵へて無責任のことを計ると云ふことは自己の腦髓に於て出來なくなる、即ち今日に於て無責任の弊害を防ぐ爲めには必要の害物たる蠶種檢査法も必要であり生絲檢査法も必要であるがもう一つ土臺の蠶業者の腦髓を改良して蠶業に關する子供でも女でも不正の品を拵へては國家に對して濟まぬと云ふ考へを惹起せしめたならば自ら生絲の檢査なり蠶種の檢査なりが不必要になる時代になる、斯樣な時代に到らなければ日本國の獨立は私は危いことであらうと思ひます、斯樣なる大體の意見でありまして第八議會には一時間有餘の議論を致しまして自分は報告書を出して居りますが、蠶業と云ふものは國家に大關係があると云ふことを土臺として蠶業教育を普及せしむると同時に蠶業の三大害たる蛆害微粒子縮葉病の如きは勿論其他局部々々の一問題に就ても各々十分調査して學理上研究して之が撲滅を計るのが必要である、夫故に蠶業學校の必要が起つたのである、然るに一個の論者は西ヶ原の蠶業教育は不必要である、微粒子病恐るゝに足らぬと云ふ意見を持つて遊説する人があるが、微粒子病恐れなければならぬ、是は長くの實驗で西ヶ原で試驗になつたことであるから此處で我輩が微粒子病とか蛆害とか云ふものゝ局部の論に就て其利害を講究した所が既に諸君が實驗上に於て自分等よりも熟達して居るから申上げずとも明瞭であります、要するに結局斯樣な蛆害とか、縮葉病の病理を研究するとか、微粒子病の害毒を明かにして之が撲滅を計るのは論を竢たぬ話であります、然るに此害毒の撲滅を計る必要がないと云ふ論者でさへ今日ありますが、夫等は自己の營業か何かの爲めに殊更に斯樣な意見を提出して居るのであるから是等の俗論を防ぐ工風をしなければならぬ、又種紙の檢査とか生絲の檢査とか云ふことは不必要である、斯樣な事は國家が干渉すべきものでないと云ふ自由論者もありますが、今日に於ては種紙の檢査を十分になして成丈不正品の出來ないやうにして、出來得るならば種紙の性質を揃へて同種類の繭を取り各府縣で同じ生絲を揃へて拵へ支那、伊太利と競爭しなければならぬ、併し私は啻に生絲を精整均一にして外國の市場に信用を得るのみならず、大いに進んで生絲を織物にして消費品として送りたいと云ふ考へであります、曾て第八議會の建議案に依つて第九議會には政府から西ヶ原講習所擴張案も提出になりまして其豫算は農商務省の豫定要求書の中に斯樣に書いてあります、諸君は御承知でありませう

本邦の蠶絲は追年增殖し貿易品中の最大要部を占むるも之が原素たるべき養蠶の術に至ては尚ほ多くは舊慣に泥み學理を應用するもの甚だ少なし故に蠶病の蔓延蠶種の濫造等智識技術の淺劣に起因

するもの頗る多し今是等の弊害を掃除し改良の術を一般に普及せしめんとするには一は以て技術熟練にして養蠶家の師表たるべき實業者を養成し斯業改進の策を講じ一は以て蠶業に關する諸般の試驗を實施し其根本たるべき桑樹の適否より繰絲工業の得失に至るまで精細に之を講究して之が成蹟を世に公にし當業者をして學理の應用を實地に施行せしむるの便益を與ふるの二途あるのみ現今西ヶ原蠶業試驗場に於て實施せる傳習及試驗の事たる元來規模狹少にして充分の結果を奏せざるは勿論傳習の如きは全く試驗事業の餘暇を以て之を行ふが故に潛心之に從事する能はず殊に傳習期は僅々六箇月に止り從て生徒卒業後の成蹟に於ける唯に一家の業務を修むるの學力技術を有するあるも各地方養蠶教師又は巡回教師となり以て能く學理を實地に應用し斯業の啓發改良を圖るの任務を全するもの尠しとす是れ養蠶講習所を設置するの必要なる所以なり而して第八回帝國議會に於て衆議院の可決したる蠶業講習所設置建議案に徴するも蠶業の啓發改良を圖るは輿望の存する所なるを以て先づ之を東京に設置し其傳習科目の程度を高め專ら傳習と試驗を併行し以て蠶業の改良增進を助長せしめんとす因て本款を新設し其費額壹萬四千八百七拾壹圓六拾錢を要す

斯樣な要求書の説明を以て西ヶ原講習所は壹萬五千近くの經費を以て立派に蠶業教育が出來るやうになつたのは實に結構である、第九議會の豫算委員總會に於て自分等が問ふたには政府に於ては西ヶ原講習所を擴張して夫れで足れりとするかと申した、夫れは當時の速記錄にも出て居りますが、金子次官に於ては無論議會の輿論を採つてやる、當局に於て至當と見認むれば政府に於ては西ヶ原のみで以て足れりとせぬ、尙ほ進んで西京にも同樣のものを作る積りである、夫故先づ蠶業教育の土臺を拵へて成蹟が善ければ及ぶべくば全國へ段々に設置する見込みであると云ふことは確に政府委員として金子次官が答へられて居ります、是に由て思へば我全國の蠶業家は日本蠶業の改良の根本たる蠶業教育に於て當局者が敢て異議なしと申しても油斷すると段々車は後に戻らぬ限りもないから此潮流に投じて我々蠶業者は益々熱心を加へて我々蠶業者の輿論を確定して當路者に交渉し、又各府縣の同志と相往來して、今日の所では先づ第一に此蠶業教育の基礎をして益々鞏固ならしめ、第十議會では西ヶ原の外に西京にも新設せしむることにし、斯樣にして來年も出來、又其翌年も出來、全國到る處蠶業教育を奬勵して日本第一の輸出品たる蠶絲を改良發達せしめ、生絲屋も種屋も義心を發達せしめて陰で悪い事の出來ない時代に致したいと思ひます、斯樣の時代に至る迄は諸君と共に國家の爲め蠶絲業改良の議を主張し熱心盡力せむことを望みます（拍手大喝采）

◎蠶種の一定に就て　第三回小集會演説

大日本蠶絲會員　農學士　石渡寧胤

私は茲に掲げてあります蠶種の一定と云ふことに就て少し許り御話を致す考へでございます、夫れで今日はまだ後とに演説をなさる方が澤山あるやうでございますから極く簡單に私は蠶種の一定と云ふ事に就て少し許り御話をしたいと思ひます、

世の中の總べての事をするのに時勢に由つて段々と事柄が變つて行く、もとやつて居つた事と今日やる事と始終一樣にやることは出來ない、時勢が變れば夫れに對する所の仕事も亦變つて來る事柄がある、今日ある所の蠶の種類――此蠶種と云ふものは非常に雜駁になつて居る此蠶種の雜駁になつて居るが爲めに繭又は生絲の上に非常な雜駁の物が出來まして今日の日本の製絲家と云ふ者が十分善い物を作ることが出來ない、夫れが爲めに外國の機屋の方からしてどうも日本の絲は纖度が一定しない、色が一定しない、或は類節が多いとか云ふ苦情がある、是等の苦情は何れに原因するかと云へば即ち蠶種が一定しないからである、日本の蠶種は種類が多い爲めに夫等の事柄が起つて來る、夫れが爲めに絲價も下つて來るのであります、又外國では種類と云ふものは僅でありますから生絲を均一に作ることは出來ます、けれども日本は蠶の種類が雜駁になつて居ります爲めに生絲を均一にすることが出來ない、日本の蠶の種類の內で極く善い種類を選んでさうして生絲に取り極く均一のものになることを望むと云ふ點から即ち種類を一定して欲しいと云ふ考へが起つたのであると思ひます、此種類が一樣になることに就ては今の時勢でなくつても善い事である、尙ほ今日は時勢が迫つて來た爲めに殊更に其點に深く注意することになつて蠶種の種類を一定したらどうであらうと云ふ聲が盛になつて來たことだと思ひます、夫れは今日では實業家が單に種を作るとか繭を作るとか云ふ事柄許りでなしに其種を作つた所の物が繭となり繭となつた所の物が絲――織物となると云ふその關係が明かになつたから

である、昔は織物を作るにも一樣なる生絲がさう澤山なくつても事が足りたであらう、所が今日では絹絲を利用するには一樣なるものが少なくつては事が足ると云ふ譯には行かない、一樣のものを澤山織るには一樣なる生絲の量が澤山なくつては織ることが出來ないと云ふことになつて一樣のもので量が澤山あるのが價が高くなつて來たと思ひます、夫れで製絲家は一樣なる生絲を澤山得たく一樣なる生絲を澤山得るのには一樣なる繭が澤山なければならぬ一樣なる繭を得るには一樣なる蠶を一樣に育てたならば得られるであらう、多くの養蠶家が一樣なる蠶種を飼育して欲しいと云ふことになつてきた、そこで其種類の一定と云ふことに就て一樣なる生絲を得たい爲めに今日何處を責めるかと云ふと繭を作る養蠶家を責める、種類が雜駁になつた、色々な蠶を飼つて呉れるから製絲して十分なものが出來ないと云ふのである、けれども今日此種類の一定と云ふ事――即ち種類の一定と云ふのは生絲の同一なる物を作ると云ふことが望みで詰り種類を一定したいと云ふことになつたのである、製絲家が種類の一定と云ふことに就て望む所は成るべく生絲に適したる所の繭を作ることを養蠶家に望んで居るのであるが、蠶の種類と云ふものが澤山ある爲めに無論製絲家は困難には相違ない、けれども尙ほ今日の處。私は製絲家に向つて深く望む事がある、即ち必要の點は生絲の一定であるから……蠶を飼育する者が蠶種を一定することは無論宜しいのです、けれども尙ほ夫れよりも製絲家に私は望みがある、なぜと云ふと今纖度が不平均であるとか或は色澤が揃はぬとか云ふ苦情を受ける、此苦情は何の

上で受けるかと云へば無論生絲の上で受ける、今製絲の事は非常に善く缺點なしに出來て居つてそして生絲に苦情を受けたなら夫れは養蠶をやる者が各種の種類を飼ふからであるがまだ製絲家が繭を選ぶことやや或は機械を運轉することや其外の仕事に十分行屆かぬ所があると思はれるから今日ある所の繭でも宜しい、縱令雜駁に流れて居つても其中から極く近い所の物を集めることに骨折をしたならば今外國に苦情を言はれて居るものよりもまだ一層善い生絲を作ることが出來るだらうと思ふ、夫れは今日でも極く善い生絲を出す所の製絲家では繭を選ぶこと其外に就て十分なことをしてあるから、纖度も一定するし色澤も一定することになつて居るけれども夫れが殘らずの製絲家の有樣であるかと云ふと決してさうでない、或は普通よりも惡るい製絲家迄が善い製絲家の口眞似をして種類の一定しない爲めに生絲が惡るいと云ふことを言つて居るが少しく夫等の製絲家は無理を言つて居ると思ふ、或は繭を選ぶにも十分に選び一樣の大きさ、夫れからして同じ種類、雜駁に交つて居る中でも同じ大きさで皺も同じで中央に縊れのない物であるとか或は可なり縊れのあるものであるとか其外繭を選ぶことに注意をしたなら或は眞中の縊れた爲めにムラニヱが出來ると操絲に困難があり其上類節が多くなると云ふ樣なことも除くことが出來其外色々の事に注意し外國の今の機屋の苦情を言ふことに就て製絲家が十分に注意をして行つたら之をば除くことは出來ませう、其の上で今度苦情を養蠶家に持つて行く、普通の繭を作る養蠶家に向つて苦情を言ふことが出來ると思ひます、夫れから又普通の繭を作る

目的の養蠶家に就て種類を一定することに就て考へて見ますと今日は非常に諸方で以て其事に盡力することが見えます、大變是れは悅ばしいことで種類が一定して來れば今言つた樣に製絲家が一樣の繭を選ぶに今日雜駁の繭から選ぶよりも尙ほ樂に一定して同じやうな形、同じやうな皺縊を選ぶことが出來ますから尙ほ今日よりも便利でさうして善い絲を作ることが出來る途になる、種類を一樣にすると云ふ事に就て色々方法がありますが今日一番廣く行はれて居るのは協同で蠶種を購入する事で一樣の種類に極めてさうして蠶種を製造する地方に行き信用ある種家に就き其種を作る所までを見て來て其種を取寄せることで是れは極く善いことで種類を一定すると云ふことのみならず確實なる蠶種を得るの途であります、けれども尙ほ今日種類を一定することに就て澤山困難があります、夫れは何であるかと云ふと古く養蠶をやつて居る地方であれば自分の長らく飼つて居る種類は外の人はどうでも自分の家では其種類の外は飼育せぬと云ふて居るものがあります、故に一定と云ふことはむづかしい、又新規に養蠶するものは不慣であるから失敗を恐れる、失敗を恐れる爲めに三種類も四種類も幾らも飼育する之が爲め種類を一定することは宜しいことでありますけれども中々私の地方などでは唯一種類の蠶を飼つて養蠶家が安心して居ないと云ふ有樣でありますと云ふて居ます、是等は成程尤な話で極く新たな養蠶の地方であれば或は種類の少ない爲めに失敗することが出來ると云ふことが萬一ありませうが、餘り種類の多くあるのは無論好まないから或は夫等の地方になつたら二種類三種類を選ん

で此種類中でやると云ふことにしたら宜しかからうと思ひます、其外まだ一つ養蠶家に私は言はねばならぬことがあります、夫れは今のやうな三種類も四種類も蠶を飼ふのは失敗の爲めからでありますがどんな善い種類でも一種類では恐れて飼はないと云ふことがあります、是れは餘計の心配と思ひます、なぜなれば養蠶が新たに行はれた地方で十分に經驗がない爲めに失敗した、けれども其蠶の種類の爲めに失敗したと思ひ違へて居つて其種類を忌むと云ふことが新しい地方にあると思ふ、是れは尙ほ數回試みたなら種類の爲めに失敗したのでなくつて經驗の足りないより起つたのだと云ふことを覺らうと思ひます、夫等の點もあるから只一種類に極めることは實際にむづかしい事があらうと思ひます、一種類で心配と云ふことならば二種類或は三種類を選んで其地方だけに就ての種類と云ふことが極まれば製絲家に取つて非常に利益である、又生絲を輸出するにも一樣なものを多量に出すことが出來て日本の利益と思ひます、もう一つ前に製絲家に望む事柄を一つ落しましたが此種類を一定することに就て生絲を製造する工場……生絲を製造する者が唯工場を開いて絲を取れば非常に利益になると云ふことの考へで、斯う云ふ繭からはどう云ふ絲が取れる或は斯う云ふ繭からは絲目が出ない、是れはどうしたら宜しい或は纖度を揃へるにはどうしたら宜しいと云ふやうな精密の考へなくして唯絲を取つて横濱に送れば益があると云ふ考へで製絲を始めた者がある、さう云ふ製絲家が多いときにはいくら立つても種類を一樣にすることが出來ない、なぜならば繭を選ぶことが十分出來ない、繭を買ふに就ても眼が屆かぬからどんなものでも買込んで仕舞ふ、さうするとどうでございます、普通の繭を作る養蠶家はどんな繭を作つても差支はない蠶に桑を喰はしたら繭が出來る、繭が出來たらどん〳〵賣ることが出來る、さう云ふ考へを起させるのは無職の製絲家が多くなつた時に起る、是れは製絲家が繭の選方其外に注意が屆てくれれば隨て養蠶家も注意して養蠶をする樣になる斯樣な事にして行きますと種類の一定をせよと言はなくつても一樣なものを飼育する樣になす事が出來ます、夫れだから製絲家が十分骨を折れば此種類の一定と云ふことは割合に早く出來ると思ふ、夫れからして蠶種を製造する者は新らしい種類を見付けて夫れを賣つて即ち其名を新たに附してさうして利益を得やうとか或は自分の家の物として段々變へて行つてさうして金儲けにすると云ふやうな考へで種を選んだ爲めに今日の樣に段々種類が雜駁になつて名稱が二百も三百もあるやうになつたと思ふ、その内には同名異種もあり異種同名もあらう、是れから後蠶種を製造する者は蠶種の一定と云ふことに就て國家と云ふ考へを持つて無闇に新らしい名を付けたり其種類に就て不純粹のものを選ぶ樣なことをなくしてもらいたい勿論別段蠶種家に望まなくつても普通の養蠶する者が種を買ふことに注意して種類を極めて行つたら宜しい、尙ほ製絲家が蠶種の一定した繭即ち一樣なる繭でなければ高價には買はないと云ふことになれば種類の一定は自ら出來ると思ふ、此の事は製絲家が一番骨を折らなくてはならぬと思ひます、夫れに就て今の繭を作る目的の養蠶家と云ふものは一致協同して蠶種の改良を計りさうして繭の

一樣なるものを澤山出すことが出來一樣なる繭を製絲家に供給する樣なることを希望致します……

（拍手大喝采）

◎桑樹モンパ病菌（前號の續き）

大日本蠶絲會員　市川延次郎

前々號より引續きモンパ病菌の性質、形狀及被害桑樹の病狀等に就き實驗の一斑を述べ來りたれば是より病毒傳播及豫防の方法に關し注意すべき要點を揭ぐべし

モンパ病菌は濕潤なる眞土に栽植せる植物の地下部に寄生するを常とす而して其害を被むるは獨り桑樹のみに限らず、ミツマタ、カナメモチ、カキ、スギ、ニハトコ、クヌギ等の多年生植物も亦屢〻其寄家となることあり新開墾地に植附けたる桑樹の屢〻發病するものあるは植附前より他種の植物に寄生して地中に殘存せる菌躰の更に寄家を得て繁殖するに起因するものなり故に新に土地を開墾して桑園を開設せんとするに當りては此點に注意し必ず先づ其地に適する他種類の植物例へば一年生植物にして病害の患なきもの（サツマイモは病害に罹ることあり除くべし）を撰びて栽植し兩三年を經て而して後桑苗植附を爲すこと安全なるべし

モンパ病菌の桑樹に寄生するや其寄家の種類により多少の別無く好んで濕潤なる土地に發生し其繁殖殊に旺にして成熟の期に至れば普通地衣植物の如く其躰内に球形（プロトコツコス類）或は長形（コンファルヂア）類の顯微鏡的淡水藻を夥多抱含するを常とす而して此等水藻は菌躰より養分を得て生活し又菌躰の生長に要する養分を製出して菌躰の營養に供し兩者は所謂供生々活を爲すものなり故に若し桑園にして濕潤なれば此等菌藻の繁殖をして益旺ならしむるの患あり宜しく注意すべし

モンパ病菌は其菌絲束を伸長して桑根より桑根に傳はりて繁殖すると已に陳べたる如くにして密植桑園に於て其被害最も甚しきは地中に於ける桑根互に相接觸し病菌の繁殖極めて容易なるに由るものなるべければ成べく密植せざるを良しとす

モンパ病菌の繁殖は菌絲束のみに由るにあらず子實に由ても亦之を爲す而して其子實成熟の期は已に陳べたる如く四五月の頃なれば病樹の株際に豫め土を覆ひて風の爲めに子實の飛散せざる樣に爲すと肝要なり又病株を掘り除くにも必ず結實以前に於て之を爲すを要す

病株を掘り除きたる株跡へ其儘植繼ぎを爲せば地中に殘留せる菌躰は新寄家を得て益〻繁殖し新苗も亦決して病害を免かるゝと能はず而して此患を除かんには病株少數なれば其株跡（病株の隣株をも含む）の土を燒き或は木灰水を注ぐ等殺菌法を行へば植繼ぎ苗は避病するを得べけれども病株夥多にして斯の如き手段を施行し能はざるときには病害蔓延の區域を檢査し先づ其周圍に深溝を掘り其處に於て桑根を切斷し他の無病根に病毒傳播するを豫防し置き然る後溝内病桑の處置に着手するを要す斯くして被害區域内の桑株を掘り除きたる跡には太根を有せざる一年生植物を兩三年間栽植し然る後更に桑苗を植繼ぎ決して病株掘採後直ちに植繼ぎを爲すべからず

掘採りたる所の病株を其儘保存し或は他へ運搬するは病毒を傳播するの恐れあれば斯の如きとは決して爲すべからず掘採り次第其場に於て直ちに燒き捨つべし又病菌存在の恐れある土壤は其中に病桑患部の有益に係はらず他處へ散布せしめず其儘消毒するとを務むべし

病株を發見せば直ちに、周圍に繩張りを爲し人の立寄るを禁ぜざれば足部に附着して病毒を傳播するの恐れあり又發病桑園に使用したる農具類は必ず消毒するにあらざれば再び使用をなさゞるやう注意すべし

病桑の株際に消毒の目的を以て硫酸銅或は石灰等の如きものを施すも地上に露出したる菌躰の一部を撲殺するに止まり充分の功を奏すると能はざるのみならず殆んど無効なるべし

病株より採りたる苗或は有毒地に於て採りたる苗は往々病毒傳播の原因を爲すことあり斯の如き苗は詳細に檢査すれば病菌の菌絲束或は菌絲塊の存在するを認め得べし注意を怠るべからず　（完）

寄書

◉桑葉の霜害豫防法に就て

大日本蠶絲會員　池田幸之助

草木の葉の霜に害せらるゝは其葉上に結霜せる時にあらずして旭日直射の爲めに急激に霜の融解する時にありとは從來我邦學者の定論にして余輩亦一に學者の說を信じて敢て疑を挿かざりき而して桑葉の霜害豫防法なりとして從來唱道せられたるものを揭ぐれば左の如し

一降霜の朝太陽の未だ昇らざる前より薰烟法を施し太陽の昇りて空氣の暖まるまで之を繼續し霜をして徐々に融解せしむること

二霜の降りたる朝太陽の未だ昇らざる前より太陽の昇りて空氣の暖まるまで水を撒布して霜を洗落すること

三桑園の東方に豫め葉の付きたる木竹を建て又は豫め蓆等を張りて太陽の直射を遮斷すること

四霜害の多き地方に於ては東方に背きたる斜面地又は東方に樹林若くは家屋ありて旭日の直射を防ぎ得べき處に桑を仕立つること

五霜の降るに際し桑園中に充分灌漑を爲すこと

然るに本年五月の大霜に於て從來の說の當らざる事實に遭遇したり蓋し本年實行したる事蹟に據れば前揭の第二乃至第四は殆ど無効にして第一も亦結霜後に施行したるものは効を奏せざりき乃ち本年實行したる事蹟は左の如し

一薰烟法を施したるものゝうち結霜前より薰烟したるものは全く害を免れたれども結霜後に着手したるものは無効

二桑に水を撒布して霜を洗落したるものは無効

三桑園の東方に木竹を建て又は蓆を張りて旭日の直射を遮りたるものは無効

四東方に背きたる斜面地又は樹林の間若くは家屋等の西方にある即ち旭日の直射せざる處にある桑樹と雖も霜に逢ひたるものは悉く害に罹れり

五既に霜を戴きたる桑葉を太陽の未だ昇らざる前に採收し屋内に置きたるものも亦た害に罹れり

以上の事實に徴して余は桑葉の霜に害せらるゝは誤解の時に至りて初めて害せらるゝにあらずして全く結霜の時に於て害せらるゝものと確信せり想ふに從來の所說中第五の方法も結霜前より施し又は木綿、蓆等を以て桑園を蔽へは結霜せざるべきを以て必ず効を奏すべしと信ず何となれば稻苗其他諸種の作物中霜害を防ぐに該法を施して効を奏することを傳聞せしを以てなり

要するに桑葉霜害の豫防法は薰烟法なり又は灌漑法なり或は覆蔽法なり兎に角結霜前より之を施行し以て結霜せしめざるに在りと確信す願くは當事者諸君は各實驗上の確說を示され學者諸君は余の所信を證明せられんことを

◎蠶種製造家に望む

大日本蠶絲會員　館　三　之　吉

我邦の蠶業は近年長足の進歩をなす誠に國家の爲め賀せざるを得ず然りと雖も凡そ事物盛なれば隨て弊害の之れに伴ふは數の免れざる所にして其弊たるや多々ありと雖も就中近時蠶種の濫造これより大なるは莫し乃ち完全なる良種を製せんとせば適當の地を撰び良桑を栽培し尙ほ相當の技術を要するや言を俟たず然るに一般製種家の實況を觀るに技術の優劣は敢て顧みず苟も蠶兒を養ふものは一般に蠶種を製造するの奇觀を呈せり（殊に新開の養蠶地に此弊害最も多し）甚だしきに至りては蠶の眠起も判別し能はざる未熟者にして僅に一期養蠶地に遊び又は傳習所等に入り漸く飼蠶法及製種法の順序を習得し最早次年は意氣揚々として多數の蠶種を製造するものあるは往々認むる所にして此弊害たるや實に尠少ならず是れ近時我邦蠶種の益々虛弱なりし一原因ならんと信ず左に其二三を列擧し製種家諸氏に望む所あらんとす

一　種繭用の蠶兒を飼育するに絲繭用の如く蠶室を密閉し高温を用ひ而も多量の桑を與へ蠶躰を肥大ならしめ諫顏を爲すものなきにあらず拙も亦甚しきと謂はざるを得ず斯の如き蠶兒は假令其繭優美なるも多少虛弱なるを免れざるものとす製種家たるもの宜しく注意あるべし

（種繭用蠶兒の飼育法は絲繭用と異なり蠶に害を與へざる限りはなるべく温度を低くし勉めて空氣の流通を宜くすべし然るときは蠶躰小にして收繭美ならざるも强健にして次年得意先きより囚報に接するが如き不始末は萬なきものとす）

二　彼の製種家の大敵たる蠅蛆の如きも氣候の如何んに因り被害に多少ありと雖も年々增加の傾きあり爲めに上簇期を速かならしめ此害を免れしめんとして過度の火力を用ふるもの（屑指の養蠶家中にあり）なきにあらず製種家たるもの宜しく注意あるべし

三　蠶種を製造せんとするものは種繭用と絲繭用と各其飼育法を異にすること最も肝要とす殊に素人養蠶家にして僅々の蠶種代を客み狽りに少量の蠶種を自製するが如きは極めて不利なるが故に此等は分業として熟練家をして製造せしむること最も必要とす然らざれば種類の一定等は得て望むべからず

◎繰絲湯の温度及清濁に就て

大日本蠶絲會員　廣瀨由太郎

繰絲湯の温度及び湯の清濁の生絲に於ける關係を知るは製絲上最も必要とす而して此關係に就ては既に說あり

繰絲湯の温度高きときは護謨質を損ずること多く生絲柔軟となり强力伸力を減じ殊に强力を減耗すること多し且繰絲の際絲纏に多く湯を含むを以て絲の乾燥を遲くし隨て色澤美ならず然かのみならず時として繭層を崩解して大節を生ずるとあり又低き温度にて繰絲せしものは護謨質の散逸稍々少きを以て絲質堅靭にして强伸の二力殊に伸力を減耗す又繰絲するに當り解舒滑難にして屢々切斷し其時々絲緒を求むるを以て時間を浪費し且層絲を多く生ずるに至る温度の加減は四季の氣候と繭の新古と性質とにより一定すべからざれども云々とは高橋信貞氏の講述にして又岩淵修三氏は曰く繰絲の湯加減は解舒の難易絲量及び色澤、强力、伸度、類節等に關係を及し繰絲中最も緊要のことなり良繭は可成温

度低きを宜とす温度高ければ繭解け過ぎ水を含みて重量を増し絲切れ易くして絲量を減ずるなり温度適度なるも繭鍋中に在る久しきに過ぐるときは又然り凡て温度高きに過ぐれば繭早く解け爲めに絲屑附揚り額節多く生じ絲膨脹して強彈力を失ふなり繭の硬軟粗密及び新古其他繭質により温度に異同あれども云々と載せて製絲業心得にあり之れを要するに繰絲湯の温度其恰適を得ざれば生絲の品位強伸力及び量目を失ふと云ふに於て二氏の説共に同一なり又岩淵氏は繰絲湯には繭の煮汁少許を混和し繰製中は時々少しづゝ清湯を加ふべし但猥りに清湯とするときは膠質を失ふ清濁の注意は緊要とす云々と説けり

以上二氏の説の如く繰絲湯の温度及び清濁は其生絲に及す所實に顯著なりとす並し護謨質又は膠質と稱するは蠶絲の外部を包圍せるクラーメル氏の所謂「セリシン」にして熱湯を以て容易に溶解せらるゝが故に繰絲の際湯温を高度ならしめば之れが爲め「セリシン」を溶融して絲質を損し强力伸力を失ふに至る今予が去る九日(二十九年十月)飯肥蠶業會社に於ける試驗によれば左表の如し

同一の繭を一升九合づゝ甲乙丙丁の四工女に繰絲せしめ左の方法により試驗せり

甲　繰絲場の温度は華氏百六十七度にして湯の清濁は普通の加減を以てす

乙　繰絲場の温度華氏百四十度にして湯の清濁は甲に同じ

丙　湯を可成清澄ならしめ温度は華氏百四十度とす

丁　湯を濁らして(繭煮汁を多量に混入したるもの)温度は丙に同じ

區分	色澤	チートル	强力	伸力
甲	可	一二、	二三、九	九一、二
		一二、二五	二六、八	九一、八
乙	可	一四、二五	二七、二	一一六、四
		一二、	二六、二	一〇五、六
丙	可	一二、	二七、八	一一三、六
		一四、七五	二五、六	一二一、六
丁	不可	一二、	三三、六	一〇三、二
		一二、二五	三六、	一二二、

右の表によれば湯の温度高きに過ぐれば絲力を減耗し湯に繭煮汁を多量に混和して繰絲すれば色澤は可ならざれども絲力の優れることを知る故に湯の温度をして恰適ならしめ繭の煮汁を僅に混和して繰絲するときは絲質を損せずして可良の生絲を繰製し得べし

附蠶絲は物を負荷するに堪ふるの性あり今試に繭五顆より成れる繊度十二「デニール」の生絲を試驗せしに能く四十「グラム」の重量を負荷するも切斷することなし此力を强力と云ひ又物を負荷する毎に大に自ら延長するの性を有し物躰重きに過ぎ遂に斷絶せんとするの前は一尺の生絲は延長して一尺二寸許に至る此力を彈力(伸度)と云ふ是れ此二力は木綿麻毛類の及ぶ所にあらず

●統計

●全國蠶絲眞綿及蠶卵紙産額

農商務省の調査(しらべ)に係る昨二十八年全國蠶絲、眞綿及蠶卵紙の産額は左の如し(表中△印△減)

生絲

生絲は逐年益ゝ好況を呈し來りしが昨二十八年に至りて特に長足の進歩を爲せり乃ち之を前年に比すれば其製造戸數に五萬千八百十五戸即ち一割五分四厘、産額に百九十一萬五千八百斤即ち二割三分六厘を増せり是れ實に著しき増進なりとす屑絲及眞綿も亦増加を示し前者は一割七分八厘、後者

は一割三分八厘を增し又蠶卵紙に於ても六十萬四千九十四枚即ち一割八分一厘の增加を爲せり斯の如く二十八年に至て未曾有の盛況を呈せし所以のものは主として銀價下落のため絲價昇騰して大に當業者の奬勵を來せしと又之に因りて新に斯業に從事する者の數を增加せしとに基因し且つ本年收繭の好況なりしと逐年技術の進歩せしも亦一原因なりとす詳細左の如し

生絲、屑絲及眞綿累年比較

年次	生絲	屑絲及屑物	計	眞綿
明治二十四年	一〇八、九四二二貫	四二、六四〇九貫	一五一、五八三一貫	五、四八〇三貫
同　二十五年	一〇九、六〇八八	五二、二五四四	一六一、八六三二	五、七一二一
同　二十六年	一二三、三五五四	五四、一二六七	一七七、四八二一	五、六九五〇
同　二十七年	一二九、六七八三	五九、〇八〇一	一八八、七五八四	五、四二五七
同　二十八年	一六〇、三三一一	六九、六三七七	二二九、九六八八	六、一七七二

生絲二十七、八兩年比較

道府縣	製絲戶數 二十七年	製絲戶數 二十八年	製絲戶數 二十八年增減高	產額 二十七年	產額 二十八年	產額 二十八年增減高	二十八年蠶絲眞綿蠶卵紙表備考
東京	一、四〇五六	一、三七二七	△三二九	三、一三〇七貫	三、二三三八貫	一〇三一貫	—
京都	一、〇九六八	一、〇〇〇二	△九六六	二、五八〇五	二、六六〇九	八〇四	—
大阪	四一三	六一三	二〇〇	二九六二	三五四四	五八二	蠶卵紙は本年製造を中止せし者少なからざりしを以て前年に比し減少を示せるも他の地方より輸入せしものを用ひ殊に製絲業者の數增加したるを以て生絲は上欄の如く增收を顯せり
神奈川	一、五七二二	一、一三七三	△四三四九	二、四六八二	二、四九四七	二六五	生絲は上欄の如く前年に比し增收ありしは生絲實價の騰貴と養蠶の結果良好なりしとに由り自然製造所及製造家に於て增製せしに外ならず
兵庫	一、〇九七九	一、一三七六	三九七	三、〇一七一	三、五二二三	五〇五二	各種とも前年に比し增收ありしは該業の漸次進歩せしに因る又蠶卵紙は製造者の他府縣に轉住せしものあるがために多少減少を示せり
長崎	三〇六六	三五四六	四八〇	一五六〇	一四八七	△七三	—
新潟	八三五七	一、一八七三	三五一六	二、三七六五	三、七五〇一	一、三七三六	生絲は製造戶數の增加に伴ひ上欄の如く增收ありしも本年は近年無比の好況なりし又蠶卵紙製造戶數は蠶種取締規則實施の結果販賣蠶種の正確にして自家用製造蠶種の不良のため廢業せし者あるに因る
埼玉	二、〇九八六	二、一一九五	二〇九	五、一八二九	六、五九九二	一、四一六三	蠶絲は本年收繭の良好なりしと横濱の絲況活潑なりしを以て製造戶數の增加に伴ひ自然增收を來せり
群馬	一四二一	三、四一四二	三、二七二一	六、一二九二	一〇、三六六三	四、二三七一	蠶卵紙製造戶數の前年に比し減少せしは自家用製造者を省きたるに因る
千葉	二〇三三	二二〇〇	一六七	七〇八七	一、五八七一	八七八四	熨斗絲を除く外は何も著しく增收せしは主として養蠶業の發達に伴ふと蠶も亦生絲價額の昂騰せしに因るならん
茨城	二三〇六	二三七二	六六	一、九一七五	二、〇五四七	一三七二	—
栃木	一七四一	一七三九	△二	一、〇六七〇	一、三五五〇	二八八〇	—
奈良	九七九	七三〇	△二四九	二二三一	二〇一一	△二二〇	生絲は上欄の如く減少を示せるは前年に比し調查精密なりしに因る又蠶卵紙は年々養蠶業の益ゝ隆盛なりしを以て增收を來せり
三重	一八三五	二二二九	三九四	一、三三二八	一、六三〇三	二九七五	各種とも前年に比し增收を來せしは各地の需用及海外輸出の多額なるに準じ價額騰貴し隨て利潤多きに因る
愛知	二四四九	二〇六〇	△三八九	四、〇三一〇	四、五〇五八	四七四八	生絲及蠶卵紙の前年より增收せしは全く本業の趨勢良好なりしに外ならず

静岡	三一八六	三六六三	四七七	一、〇三四〇	一、二四〇七	二〇六七	—
山梨	一、二〇五九	一、二〇七九	二〇	六、五五六六	八、二八八七	一、七三二一	—
滋賀	一、六五四六	一、九八七七	三三三一	五、九七八〇	五、四〇二〇	△五七六〇	生絲は前年に比し上欄の如く減收なりしは製絲場の休業せしものありしと原料の不十分に因るならん
岐阜	五六五五	七八三五	二一八〇	五、八一九〇	六、五六四七	七四五七	生絲は上欄の如く增收ありしは上半年は生絲商況の良好なりしと收繭の結果近年稀なる好況なりしに因る
長野	二、四四一七	二、三七二六	△六九一	三〇、九二四六	三九、四六二七	八、五三八一	生絲は上欄の如く增收ありしは養蠶業の發達と共に蠶種家の販路擴張を企圖する者ありしと一は當業外にして製造せし者多かりしに因る而して海外輸出の目的を以て横濱に出荷したるものは三萬七千百二十四箇なり
宮城	一、三五六一	一、六八六九	三三〇八	二、八一六三	三、四五一二	六三四九	養蠶業の逐年隆盛に伴ひ製造戸數及產額の增加を來せり
福島	四、〇一九〇	四、〇三四四	一五四	九、八一六九	一二、五五七二	二、七四〇三	生絲は上欄の如く熨斗絲外二品に於て九千百五十四貫を增し眞綿は二百二十四貫を減し又蠶卵紙に於ては十二萬千九百四十枚を增收せしは本年は稀なる豐作なりしも前年は非常の不良なりしに因り斯く大差を生ぜり
巖手	八八三七	九四一四	五七七	一、三五五五	一、九八二八	六二七三	生絲は前年に比し上欄の如く增收ありしにも拘らず眞綿產額の減少を見せしは生絲價格の騰貴に因り何も眞綿製造を控へたるに因るならん
青森	四一二	六〇三	一九一	五六三	七三九	一七六	生絲及眞綿の增加は蠶業の發達に外ならず
山形	二、二四六九	二、一五六一	△九〇八	三、六九八〇	五、七五一六	二、〇五三六	生絲製造戸數上欄の如く減少せしは繭の價騰貴せしを以て養蠶を兼ねたる小製絲家にして原料繭を賣却したる者多かりしに因るならん即ち製絲業の規模漸く擴張の徴候なるべし產額は近年無比の好況なりしを以て上欄の如く增收あり
秋田	一三二一	一、〇九六二	△九六四一	五七六四	八四〇〇	二六三六	—

福井	一一七八	九九五	△一八三	一、六八五七	一、七八六四	一〇〇七	—
石川	四三二〇	三三五五	△九六五	一、四三〇八	一、七三五六	三〇四八	—
富山	四〇九	五五二	一四三	一、八三〇〇	三、二五四五	一、四二四五	製絲戸數及產額上欄の如く前年に比し增加せしは近來地方に於て絹織物業の發達せしに因るならん又蠶卵紙は發達に伴ひ蠶種製造を精撰したるために二萬餘枚を減少せり
鳥取	二三五八	一九一九	△四三九	一、一九一一	一、六〇九三	四一八二	生絲は前年に比し上欄の如く增收せしは製絲業の發達改良に基けり
島根	四八六〇	五一二三	二六三	一、四八八二	一、三二九四	△一五八八	本年繭產額の增收ありしにも拘らず製絲量は上欄の如く減少を示せるは養蠶期節中氣候高溫なりしを以て繰絲の步留少なかりしと繭を他地方へ販賣したる結果ならん又蠶卵紙は近年蠶業發達に從ひ製種の業進步し增加を來せり
岡山	七七一	一〇五八	二八七	一、九七一一	二、四〇一〇	四二九九	—
廣島	一〇九七	一二〇六	一〇九	七五三七	七九五九	四二二	—
山口	一八[illegible]二	一七六二	△六〇	三二五九	二九二四	△三三五	製絲戸數及產額前年に比し上欄の如く減少せしは繭にて賣却せしもの多きがためなり又蠶卵紙も製造戸數及枚數に於て減少を示せるは不良蠶種の取締を嚴にしたるに因るならん
和歌山	二〇二	三七七	一七五	六一一五	四七一五	△一四〇〇	—
德島	一、〇二六二	一、一二四五	九八三	三九二二	五五二八	一六〇六	前年に比し生絲及其他の增加せしは養蠶家の增加と本年は飼育の好況なりしに外ならず
香川	二八七	二六二	△二五	七四三	一四七八	七三五	生絲前年に比し上欄の如く增收ありしは各郡市に蠶業教師を置き奬勵せしに因る
愛媛	二七八四	二九五〇	一六六	八四九九	八七二二	二二三	生絲は本年坐繰を廢して機械取に從事せし者多きがために機械取欄に八百九十二貫を增し其他の欄に六百六十九貫を減じ差引上欄の如く增收せり

種目	數量	元價	收稅
高知	一、〇九九三	一、三五六三	二五七〇
福岡	六六八三	六六六六六 △	一七
大分	七九八七	八〇八三	九六
佐賀	一、五八七二	一、六三三三	四六一
熊本	一、三五〇七	一、〇〇〇六	△三五〇一
宮崎	一九三四	三五九一	一七五七
鹿兒島	三〇八六	二七八四	△ 三〇二
北海道	四八	九九	五一
計	三、六三四	六、八〇九	六、八二

生絲前年に比し上爾の如く増收あり（本年は成好良なりしと一般養蠶家の増加に因る）生絲前年に比し上爾の如く増收せしは本業の年々發達に外ならず

各種とも前年に比し増收せしは全く本業の發達と本年は氣候適順なりしに因る

種目	數量	元價	收稅
生絲	一、〇九九九	一、三五六三	二五七〇
福岡	六六八三	六六六六六 △	一七
大分	七九八七	八〇八三	九六
佐賀	一、五八七二	一、六三三三	四六一
熊本	一、三五〇七	一、〇〇〇六	△三五〇一
宮崎	一九三四	三五九一	一七五七
鹿兒島	三〇八六	二七八四	△ 三〇二
北海道	四八	九九	五一
計	三、六三四	六、八〇九	六、八二

◎二十九年九月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

（大日本外國貿易月表に據る）

（未完）

種目	數量	元價	收稅
生絲	一、〇一〇五斤	一、六三七、三八三・四〇〇円	五二、二三六・二六四円
玉絲	一一一斤	三〇〇・〇〇〇	六・九九三
熨斗絲	一四、三七三斤	一五、〇九三・七〇〇	三三九・五八二
屑絲	三七、六一〇斤	一六、六四八・〇〇〇	二六六・五六七
眞綿	三斤	八・四五〇	一八九
	二七三、二〇二斤	一、六六九、四三三・五五〇	五二、八四九・五九五

◎二十九年九月中絹布類輸出數量元價統計

（全　上）

種目	數量	元價
縮緬羽二重	八六反	一、二〇八・七五〇円
他の諸絹布類	二八、八六二反	四六二、五一五・五八〇
絹綿布類	二、五二五反	九、四九六・九五〇
絹布手巾	九一四反	一、五一五・三〇〇
絹製品類	一〇一、四三八打	二八八、一六六・九〇〇
計	—	四三、八五〇・二五〇
	三二、三八七反	八〇六、七五三・七三〇
	一〇一、四三八打	

問答

◎蠶蛆に就ての質問

大日本蠶絲會員　大岩芳太郎

(一)蠶蛆は蠶兒の胃中神經球氣門内に各何日間づゝ寄食し居るものなるや

(二)蠶蛆蠅の壽命は何程にして其產卵するは蠅の產出後幾日を經過したる時に在り又其卵は產卵後何日間生存力を有するものなるや

(三)蠶兒は何齡幾日目より蠅卵及蠅卵大のものを能く嚥下し得るや

答

大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐々木忠二郎

(一)蠶蛆の蠅の卵子は蠶兒の胃中に入るや直ちに孵化して微小の蛆は胃中に出で從て胃壁を破りて神經球内に入込み之に止まること一週間乃至二週間にして之を辭し出で氣門に接する空氣管内に圍入し之に止まること一週間以上にして老熟するものなり

(二)蠶蛆の蠅の壽命は之を明言すること能はざれども先づ二三ヶ月ならんと信ず產卵するは蠅の產出後一ヶ月許りも經過したる時に於て爲すものゝ如く產卵後一二週間は生活して斃るゝが如し

(三)蠶兒は四齡より蠅卵を嚥下するなり但し是は春蠶に就ての調査なり

◎蠶種寒漬に關する質問

大日本蠶絲會員　淺木重美

(一)余は毎年大寒に至れば手桶に水を盛り三日間蠶種を水に漬し置き毎朝一回宛其水を換へ而して三日目に清く之を洗ひて天然の氣候を以て乾揚げするが故に時としては數日を要することあるを以て火力又は晴天に太陽にて乾揚げんと欲す敢て害なきや

(二)蠶種乾揚げの日數に定度ありや或は何十日間に渉りて乾揚ぐるも妨げなきや

答

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

(一)蠶卵をして水浴せしむるは佳なれども敢て寒水に及ばず十一月中旬の頃三四時間清水に浸して後洗上げ陰乾するものにして火氣或は太陽にて乾かすものにあらず

(二)蠶種乾揚げの日數には定度あるものにあらず其全く乾揚がるを度とするものなり

◎繭形改良に附き質問

大日本本蠶絲會員　須見勝三郎

(一)輪鼓形の繭を改良して楕圓形たらしむるは又昔等在來の種類中より楕圓形に近き繭を撰拔し數年其撰拔を繼續せば終に目的を達し得べきや

(二)前記の如く爲せば終に其目的を達し得るとするも甚だ迂遠にして時勢に伴ふ能はずと思はる速に改良の功を奏するの方如何

(三)西ヶ原養蠶試驗場にては數年支那余杭種を試育せらるゝと聞く果して然らば其經過と結果とを聽くことを得べきや

答

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

(一)五六年にして目的を達し得べし

(二)日本種を以て速に楕圓形の繭に改良せんとするには角又と云へる種類を飼育すべし但若し該種を要

望せらるれば長野縣小縣郡上田蠶業學校に注文あらば請求に應ずべしと考ふ

(三)支那種の經過は日本種に比して三四日早く上簇せり結果は年々豐作あり又不作あり故に支那種を輸入せずして日本種にて絲質の良好なるものを索むべし

大日本蠶絲會員　平田獅子太郎

◉收蠶法に就て質問

西ノ原蠶業講習所に於て行はるゝ所の收蠶方法を教示あらんことを請ふ

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

答

蟻量を秤るに蠶籠中一面に廣がる程美濃紙を續ぎ合せ正確に其紙量を記入し置き而して蟻の發生せる蠶種紙をば其裡面より羽箒の柄を以て少しく強く一擊し蟻を其紙上に落し然る後ち紙と共に秤りて紙の量目を引去り其殘りたるものを蟻量と知るなり斯くて少しく細かに碎きたる籾を交へて徐かに攪拌して之を適宜に擴ぐるなり

大日本蠶絲會員　平田獅子太郎

◉就眠前取扱に附き質問

一齡の除沙は就眠前二度行ふ然れども可成桑の分量を加減して六日目即ち眠除沙まで其儘に置くも蠶座乾燥せば敢て障りなし若し三日目或は四日目の極めて稚蠶の時に除沙を行へば毛蠶を失ふ恐れあり之れを失はぬ樣にするには蠶沙の儘にて攪拌して擴げる人あり他に良法あれば教示せられんことを望む

大日本蠶絲會技藝委員　菅野平右衛門

答

質問の飼育は清涼育なるや温暖育なるや一齡の除沙を就眠前二度行ふとあるは除沙にあらずして分博ならんか果して實際除沙するものとせば毛蠶を失ふのみならず蠶兒發育上有害のものとす其然る所以のものは一齡の給桑は極めて緻密の切刻を要するものにして之れに幾分の薪炭を以て温暖を保たしむるを以て蠶座乾燥も自から速達するを以て分博の必要あるも除沙の必要なし又桑の分量を加減して六日目即ち眠り除沙まで其儘に置くも蠶座乾燥せば障りなしとあるよりして觀察するときは質問の飼育は清涼育ならんか其温暖育たると清涼育たるとを問はず假令蠶座の乾燥せるとも分博を要せざれば發育を害するものなり之れを全たからしむるは蠶沙の儘にして攪拌し擴ぐるを良とす他に除沙の一事を加へて其大凡に供す

蠶兒掃立の當日薄付蠶種壹枚を蠶座壹枚に掃下け其翌二日目午後二時頃に至り前蠶座を分博して二枚となし又三日目午後二時頃に至り分博して四枚となし四日目にして分博を休止し五日目又は掃立より一百十時間前後にして蠶兒の白色を呈する之れを好食の時期と名づく此時に際して籾糠を撒布し其後五度以上の給桑を爲して一眠の除沙を行ふときは蠶座に眠蠶の留滯するとなきを以て以前の毛蠶を失はざるものとす但し除沙に先んじて籾糠を撒布するは温暖育にして若し清涼育なれば之れに增時間を與へ眠期に先んじ撒布するの注意あるを要す

●外報

◎外國蠶業輸入品に對する佛國關稅意見

佛國に於ける外國蠶業輸入品に對する關稅意見に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より本年八月二十九日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

蠶業奬勵金に關する佛國政府の意嚮及東南蠶業地方選出兩院議員の蠶絲關稅に關する協議の顚末は曩に報告せる所なるが蠶絲關稅論の如きは我蠶絲貿易の消長に直接重大の關係を有するものなるを以て本問題の將來に於ける結局の如何に拘らず之が成行と當國蠶業者の意嚮の存する所とを報告し讀者の參考に資するは最も肝要なりと信ず依て今茲に傳ふる所を敍せんに當國東南部農會は去月十八日を以てベヲエ市に聯合會議を開き左の願望を抱持することを表白せり即ち左の如し

東南部農會の聯合會は左の條件を要請すべし

一自由貿易の虛名を以て(製絹業)保護の實を隱蔽せる蠶絲免稅の特典を廢する事

一左の關稅を設くる事

東洋產	生繭	一基	一・〇〇(注)	東洋產	撚絲	一基 二〇・〇〇(注)
同	乾繭	同	三・〇〇	歐洲及小亞細亞產	生繭	同 一五・〇〇
同	生絲	同	一五・〇〇	同	乾繭	同 一・〇五
歐洲及亞細亞產	生絲	一基	五・〇〇	歐洲及小亞細亞產	撚絲	一基 七・五〇

但し歐洲及小亞細亞產に對する關稅は彼我の間に末文の規約を設くるの後は徵收すべからざるものとす

佛國製絹業の繁榮は他蠶業の共にする所あるを以て後者は前者に對し曾に障害を與ふるの理なきのみならず反て最大の賠償を以て之が擴張を圖らんと欲するものなり故に聯合會は又左の條件を要請すべし

一外國產絹布に相當の重稅を課し以て世界の最大市場たる佛國內地市場を佛國製絹業の專有に屬せしむる事

一繭、蠶絲及絹布に對する關稅の徵收全額は絹布輸出奬勵金として原料蠶絲の產地を問はず絹布合有の蠶絲量に應じ之を製絹業に付與する事

聯合會は奬勵金を以てせる蠶業保護主義の唱導に對し殊に外國繭を使用せる製絲業奬勵金の授與に對し嚴然不贊成を表するものなり

將た又聯合會は吾人と共に東洋產繭蠶絲及絹布の侵入に苦痛を感ずる所の諸國即ち伊太利、西班牙、希臘、露西亞及土耳其と佛國との間に最短期內に於て共同防禦の組織に關する規約を設くる の件を前記諸國に對し佛國政府より發議あらんことを切に請願するものなり

蠶業地方二三の縣會亦各〻會議を開き蠶業奬勵金の存廢問題に關し協議する所ありしが奬勵金の維持を否決し外國繭絲關稅說を可決したるはガール及ビレネー、オリヤンタールの兩縣會にしてアル

ダーシュ縣會の如きは全會一致を以て蠶業奬勵金の維持を可決せり前者の關稅說を可決したる理由は蠶業奬勵金は外國の競爭に對抗し斯業を保護するの効力不十分なり且つ又關稅の保護は千八百九十二年以來佛國工業の一般に享有する所なれば獨り養蠶及製絲の兩業に限り此保護外にあるの理あらずと云ふに在り

本問題は佛國の一大財源たる里昂製絹業の存亡に關する所頗る重大なるを以て當地當業者、當地製絹業の利益を代表せる商業會議所及國會議員等は固より反對の地位に立ち時機に應じ謀る所あるべきは勿論佛國政府に於ても斯業の衰頽を招くが如き方策は斷じて取らざる所なるべしと信ず

◎桑實種粒採取法

佛國に於ける桑實種粒採取法に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より本年八月二十九日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

佛國農務省はオーブナ地方蠶業試驗所長デュリエーの報告せし所に據り左の桑實種粒採取法を告示せり

桑實より其種粒の善良なるものを得んには健全なる桑樹にして少くも四五箇年間伐截せられざりしものを撰ぶを要す

種粒を採取するには先つ桑實を一の適當なる桶に入れ之に注ぐに桑實全容量の半に相當する水を以てし而して手を以て之を壓潰し又は彼の葡萄に於けるが如く足を以て之を踏潰すべし桑實の十分に潰れたるとき（其度合は手を以て攪拌するも抵抗を感ぜず且つ其液狀恰も泥濘の如きを成すに至るに在り）猶豫せず之に水を注加すべし然らざれば間もなく醱酵を起し種粒の生力を害滅するに至るべし

是に於て迅速に攪拌を與へたる上一時之を靜置し以て種粒（種粒は桶中の液よりは比重大なり）をして桶底に沈澱せしむるの時間を與へ後注意して上層の液を他に注瀉すべし然るときは粘態の液分は流出し種粒は桶底に殘るべし

此種粒を粗麻布又は細密の篩に盛り水分をして滴り去らしめ後之を乾燥せる麻布の上に厚層に布置し日蔭の場所に移し十分乾燥せしむべし

一度完全に乾燥を終りたるときは之を俵に容れ次年の春又は之を蒔くべき時に至るまで濕氣なき場所に貯藏すべし

◎西班牙國蠶繭收穫景況

西班國に於ける本年蠶繭收穫の景況に關し里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より本年八月二十一日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

西班牙國本年の蠶繭收穫は昨年に對し稍ゝ增額を示せり是れ近來同國の養蠶家「バストール」撰擇法に依り精撰したる佛國蠶種を專用するに至りたるの成果にして本年に於ける收穫の如きは最昂點に達したるものなりと雖も元來同國は桑葉に乏しく爲に一層多額の收獲は得べからざるものゝ如し蠶業の基本たる桑樹栽培の業は近頃同國有志者の著目する所なりと雖も奈何せん農業者が昔日斯業の一時不利なるを見て後日の思慮なく頻に伐木を行ひし以來今日猶ほ之が栽培の業に復するものなければ一國に於ける桑葉缺乏の現狀は蓋し依然將來に繼存すべきものなるが如し

本年孵化に供したる蠶卵の大半は佛國東南ヴール。オート、アルプ。ベース、アルプ及アルプ。マリヂ

ーム四縣の產種なりとす西班牙國接近のビレチー、オリヤンタール縣產種の如きは頗る少量なりしが一般不作を告げり是れ或は同縣の製種業者が「パストール」撰擇法の應用方に於て前揭東南諸縣の同業者に劣る所あるが爲めなる可し本年同國の收獲に好結果を得たるは職として「パストール」法撰擇種を佛國より輸入し之を飼育に供したるに因るものと謂ふべし

本年西班牙國に於ける養蠶の進行を觀察するに四月中天候不勝なりしがため桑葉の發生、蠶卵の孵化倶に遲滯を告げしかば晩生蠶兒の發育上六月大暑の憂ありて收獲の前兆善良ならざりしにも拘らず冒頭に述べし如く昨年に對し稍ゝ增額を示すに至れり今茲に西班牙全國本年の收獲繭概算額百二十八萬基に對し需要の內譯を擧れば左の如し

在西班牙國佛製絲家購入高	七八、〇〇〇基	漁業用釣絲製造に供したる高	八〇〇基
在佛國佛製絲家購入高	一二、〇〇〇	合計	一、二八〇、〇〇〇
西班牙國製絲家購入高	三〇、〇〇〇		

前揭の量數は在西班牙國佛製絲家か茲に四十餘年來始終不撓の勉强力に因りて占有したる地位の超然たるを窺知るに足るべし

西班牙國の製絲撚絲兼業者は特に自國の製絹家を以て花主と爲し業を營む者なれば後者が佛國絹布の輸入に對する重稅の設あるに因り享有する所の莫大なる保護は前者亦間接に利する所あり加之佛國撚絲に對する一基三「ペセタ」半の輸入稅に因りて直接の保護を有せり在西班牙國佛製絲家が斯の如く保護の下に在る西班牙國同業者と能く競爭し得るものは主に工場の組織完全にして佛國及諸外國に於ける製絲場に比較するも劣ることなく且つ器械の如き亦世の進步に隨伴し努て新式の改良器械を佛ふるに因ると云ふ然るに茲に在西班牙國佛製絲家の境遇上情實の困難なるものあり卽ち同製絲家が繭の取引季節に於て强氣を示し以て市價の昇騰を妨げんと謀るも西班牙國同業者は其製品の販路を直に內地に得るの見込あれば自ら繭の買入を爲すに一般汲々たるの結果市價頓に勝貴するは自然の勢にして本年の如きも是がため一基の相場二「ペセタ」半より進みて三「ペセタ」半の高點に達したることなるが在西班牙國佛製絲家は工場を閉鎖するの窮策を取るにあらざれば高價の繭と雖も之を買入れざるを得ざることは是なり故に在西班牙國クランス府佛國商法會議所は論じて曰く西班牙國に於ける製絲業は目下主に佛國人の手に歸する所なりと雖も佛、西兩國間通商の基礎確立せざるは斯業の進行に妨害あり宜しく一箇の通商條約を締結し以て在西國佛製絲家の境遇を改善し又佛國絹布の輸入を遮斷せる重稅を輕減するは目下の急務たり現時の狀況にして猶ほ久しく繼續するものとせば獨り西班牙國絹業者の益する所大なりと雖も終に在西班牙國佛製絲家の如き亦撚絲業を營み西班牙國機業の供給者たるの地位に陷り而して里昂への生絲輸出を廢するの已むを得ざるに至るべしと

◎佛國輸入本邦製綾羽二重免稅　今般本邦當業者の依賴に應じ綾羽二重輸入稅の有無を里昂稅關長に問合せたるに該品は練製の分と雖も染色加工せざる他の無紋羽二重と同じく目下は免稅の特典を享くべき旨の回答を得たる趣里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より本年九月十一日附を以て外務省へ報告ありたり

◎杭州製絲場及紡績所設立計畫　杭州外國居留地近傍に於ける製絲場及紡績所設立の計畫に關し同地駐在帝國二等領事小田切萬壽之助氏より本年十月五日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

曩に當杭州紳商丁丙及龐元濟等の發起にて武林門外外國居留地附近の拱宸橋の西南の世經繰絲機廠と稱する製絲場を建設し本年八月初旬より製絲に取掛りたり該製絲場は三十萬兩の資本金を以て成り工場は凱も階上に在りて機關は十四馬力を有し(實際は十六馬力を有すと云ふ)石炭は日本炭を用ひ其消費高一日二噸餘なり機械は上海に於ける「ボイド」會社の製造に成りたる新式のものにして上海「タヤーデン、マデソン」(怡和洋行)製絲場にて使用せるものと同一なり現今据附の鍋數は二百八箇にして一箇に附き繰絲口六箇を備ふ而して右二百八箇の鍋を悉く使用する時は一日一擔の生絲を製出し得るの見込なれども現時に於ては女工に乏しきがため悉く之を使用する能はず漸く三十封の蒸氣力にて機械を運轉し居れり女工は逐次增加する見込なれども現在の數は殆ど二百人あり内約そ三分の二は上海より傭來りたるものにて其他は當地にて募集したるものなり元來當地に於て製絲場を設立せるは之を以て嚆矢とすることなれば當地附近には經驗ある熟練の女工に乏しく故に上海より傭來れる熟練の者一人にて六口を使用するを得るも當地に於て募集せる者に至りては既に熟練の者と雖も漸く四口を使用し未熟の者は僅に二口を使用し得るに過ぎず勞働の時間は一日十二時間にして毎日午前五時四十五分に始り午後五時四十五分に終る其間晝食のために一時間の休息を許せり夜間は危險の虞あるを以て執業せずと雖も他日電燈或は瓦斯燈の設あるを待ちて夜間亦製絲に從事すべし女工の勞銀は一日六十仙を以て最高とし降りて十仙に至る現今製造中の生絲の原料は當杭州府下餘杭縣倉前と稱する地より產出せるものにして其品質杭州附近の繭中第一位を占め其價格一擔百兩なりと云ふと雖も少しく疑なき能はず同製絲場にては倉前繭の製絲を了りて漸次海甯州錢塘縣仁和縣等より產出の繭に著手する筈なり今其製出せる生絲を見るに十三乃至十五番にして光澤多く品質良好なるもの丶如し聞く所に據れば當地は水質良きを以て製絲の結果過に上海に優れりと云ふ前顯製絲場の外尙ほ丁丙及龐元濟等の發起にて仁和縣の運河に沿ひたる塘栖鎭と稱する地に製絲場を建設中なり建築未だ落成を告げず規模も亦前者に及ばざるもの丶如し同人等は又紡績所の設立を計畫し地を運河の西岸拱宸橋の北方に卜して新築に著手せしが其落成の期は明年六月以後なるべし資本金は八十萬兩にして内四十萬兩は當地の富豪之を負擔し餘は株券と爲して各地に募集し機械は英國ヒザリングトンにて製造せるものにして錢數一萬五千を据附け漸次二萬に增加する筈なりと云ふ

◎絲繭厘金徵課額一定　絲繭厘金徵收の件に附き重慶駐在帝國二等領事加藤義三氏より本年九月二十八日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

從來四川省に於ては絲繭より徵收する厘金一定せず或は免稅等の地方もありしが今般四川總督は繭百斤に附き常厘銀一兩五錢、抽厘銀三兩、蠶絲十斤未滿のものは常厘のみの割合、其以上は更に加倍の抽厘(百斤に附き合計七兩五錢)を徵收し他省より四川に輸入する繭種に對しては從前の如く常厘、抽厘を徵收する旨九月十四日告示せり

●雜報

●第二回品評會及小集會記事　大日本蠶絲會第二回蠶種、繭、生絲品評會及小集會の概況は已に前號の紙上に掲載せる如く十月二十三日より二十五日に至る三日間東京市赤坂區溜池町大日本農會々堂に於て開設せり二十三、四の兩日は共に縱覽者百餘名なりしが二十五日は夜來の雨全く歇み快晴を放ちしかば參會者は陸續として來集し午前九時を過ぐる頃には已に滿堂殆んど立錐の地なきに至れり第十時褒賞贈與式を擧行し最初に審査委員長練木喜三氏審査の報告を爲し次ぎに幹事長岡毅氏受賞者に褒賞を贈與し畢りて幹事長の式辭及受賞人總代角田喜右作氏の答辭朗讀あり夫より引續きて小集會を開き會員及招待員の蠶絲業に關する有益なる演說なりて正午に至り一先づ休憩參會者一同へ午餐を饗し午後第一時再び開會演說を續け午後第五時閉會せり實に稀有なる盛況にて當日の參會者は無慮四百餘名と注されぬ又出品は開會中大抵は賣約濟となりしが其殘品は二十六日を以て入札拂となせり尙ほ品評會及小集會に關する要項は左に記する所あるべし

○蠶種、繭、生絲出品點數及入員表

	蠶種 點數	蠶種 入員	繭 點數	繭 入員	生絲 點數	生絲 入員
東京	六	五	三三	二七	一	一
京都	二	二				
神奈川			五	五		
兵庫	二	一				
新潟	一三	七	四	三		
埼玉	二七	二四	五二	五〇	八	八
群馬	八	七	一八	一八	二	二
千葉	一	一	一	一		
茨城	三	二	二	二	一	一
栃木	二	二	三	一		
三重	二	二	二			
靜岡	二	二				
山梨	三		六	六		
岐阜			一	一		
長野	二〇	一五	二	一		
宮城	四	四	一	一		
福島	二七	二五	六	五		
岩手					一	
青森			一	一		
山形	三	三	一	一		
石川	二	一	一	一		

○出品蠶種框製、普通製區分表

府縣	框製	普通製	府縣	框製	普通製
東京	二	四	三重		二
京都	一	一	静岡	一	一
兵庫		二	山梨	二	一
新潟	五	八	長野	三	一七
埼玉	七	二〇	宮城	一	三
群馬	四	四	福島	四	二三
千葉		一	山形	三	
茨城		三	石川	一	一
栃木	二		富山	二	八
富山	一〇	九			
島根					
和歌山					
香川					
愛媛					
高知	一	一			
鹿児島	一	一			
北海道	二				
計	一四一	一一七	計	一八	一八

府縣	機械製	座繰製
東京	一	
京都	一	
埼玉		八
群馬		二
茨城	一	
岩手	一	
高知	一	
鹿児島	一	
北海道	一	
計	一四二	一二九

府縣	機械製	座繰製
富山	一	
和歌山	一	
香川	一	
愛媛	一	
計	八	一〇
群馬	一	一〇〇
山形	一	
福島	四	
宮城	一	
長野	三	
石川	一	
富山	二	

○出品生絲種別表（捻造）

○褒賞等級及人名

褒賞は蠶種、繭、生絲を合して一等賞七點、二等賞三十二點、三等賞九十二點、總計百三十一點にして一等賞には賞狀幷に三組木盃、二等賞には賞狀並に木盃一個、三等賞には賞狀（會員外には一二等共に賞狀のみ）を贈與せり其等級及人名は左の如し（氏名の上に△印を附したるものは會員外の符號とす）

●蠶種、繭一等賞一名

蠶種 白玉 青熟 繭 青熟 東京府北多摩郡大神村 大野傳兵衛

●蠶種一等賞 一名

群馬縣北甘樂郡富岡町 佐藤國太郎

鬼縮

●繭一等賞 二名

神奈川縣愛甲郡下川入村 佐野安太郎

青熟

又昔 群馬縣佐波郡玉村町 野村要藏

●生絲一等賞 一名

東京府南多摩郡元八王子村 小島太之助

機械製

●蠶種、繭二等賞三名

蠶 繭中巣 繭 又昔 蠶 繭 又昔 繭 又昔 東京府北多摩郡大神村 大野善作

埼玉縣兒玉郡兒玉町 蠶業兒玉組養蠶場

蠶種白綾 繭白綾 群馬郡北甘樂郡富岡町

◎蠶種二等賞 十一名

小石丸 新潟縣南魚沼郡大和村 △佐藤辰太郎
又小石丸 蠶種 新潟縣南魚沼郡大沼村 鹽谷禎治
小石丸 宮城縣仙臺市土樋 岡村仁三治
銀白 又昔 群馬縣碓氷郡板鼻町 轟木長
小石丸 新潟縣中蒲原郡吉澤村 清水治郎造
絲錦 福島縣伊達郡梁川町 小田淳太
又昔 埼玉縣兒玉郡上眞下村 蠶業兒玉組員 高田子之吉
又昔 埼玉縣入間郡水富村 蠶業兒玉組員 新井常吉
又昔 京都府何鹿郡佐賀村 下村登代作
青質 福島縣伊達郡梁川町 大島實太郎
小石丸 長野縣下伊那郡餐木村 脇屋吉兵衛
市瀨善治

◎繭二等賞 十一名

小金丸 東京府北多摩郡大神村 中村半左衛門
白玉 埼玉縣入間郡大家村 福島桂三郎
白玉 埼玉縣兒玉郡青柳村 木村梅吉
鬼繭 群馬縣北甘樂郡富岡町 佐藤國太郎
又昔 埼玉縣入間郡南高麗村 山崎秀三郎
小石丸 東京府西多摩郡大久野村 川上幸次郎

白玉 埼玉縣兒玉郡本泉村 石森永次郎
又昔 東京府西多摩郡小曾木村 岩田庄右衛門
小石丸 新潟縣古志郡長岡本町 金森安之助
白玉 埼玉縣兒玉郡本泉村 中里權十郎
白玉 小石丸 栃木縣足利郡梁田村 荒井常松

◎生絲二等賞 一名

機械製 京都府何鹿郡綾部町 渡邊義武

◎蠶種、繭三等賞三名

蠶種又昔 繭〜白玉 又昔 埼玉縣兒玉郡 蠶業兒玉組員 青木淺次郎
蠶種伊達錦 繭 福島縣伊達郡富野村 氏家忠作
蠶種小石丸 白綾 千葉縣望陀郡小櫃村 森國松

◎蠶種三等賞 四十名

白玉 埼玉縣兒玉郡兒玉町 蠶業兒玉組員 △青木政吉
白玉 埼玉縣兒玉郡本泉村 △茂木嘉金次
白玉 埼玉縣北埼玉郡大越村 稷本宗助
中又 埼玉縣北葛飾郡吉田村 小池安五郎
白玉 茨城縣結城郡上山川村 櫻井佐十郎
青熟 富山縣婦負郡八尾町 阿部忠嗣
又昔 新潟縣三島郡與板町 三輪爲次郎

又昔 福島縣伊達郡桑折町 細貝順吉
小石丸 群馬縣勢多郡横野村 △横野蠶種改良組合
伊達錦 福島縣伊達郡梁川町 大竹權太郎
金珀 福島縣伊達郡梁川町 八卷佐次郎
白玉 兵庫縣武庫郡山田村 田中勝次郎
又昔 新潟縣古志郡長岡本町 菊田利右衛門
白玉 埼玉縣兒玉郡兒玉町 蠶業兒玉組員 △須永權藏
八重 青姫 熟 石川縣河北郡金津村 森成次郎
伊達錦 福島縣伊達郡梁野村 池田長次郎
池田蠶 福島縣伊達郡梁野村 池田倉之助
白玉 埼玉縣兒玉郡金屋村 蠶業兒玉組員 △飯島玉五郎
青熟 福島縣伊達郡梁野村 大內虎之助
白龍 長野縣小縣郡上田町 △田中吉右衛門
伊達錦 福島縣伊達郡梁川町 佐藤甚右衛門
小金丸 東京府北多摩郡大神村 志茂芳候
青熟 福島縣伊達郡梁川町 中村佐五右衛門
又昔 富山縣東礪波郡井波町 △藤澤五三郎
小石丸 長野縣上伊那郡赤穗村 村澤治男
鬼繭 宮城縣伊具郡丸森村 八卷雄三郎
絲よし 埼玉縣兒玉郡本庄町 長谷部萬作

伊達錦 福島縣伊達郡梁野村 池田三之助
銀白 福島縣伊達郡梁川町 八卷長右衛門
青熟 山梨縣東山梨郡日川村 堀內甚之亟
白玉 栃木縣足利郡梁田村 荒井常松
小石丸 北海道札幌郡江別四兵村 △河戸高之助
世界一 福島縣伊達郡梁川町 中村佐平次
青熟 福島縣伊達郡梁川町 △淺野德右衛門
又昔 山梨縣東山梨郡上萬力村 △古屋丹作
信濃丸 長野縣南佐久郡小海村 油井彌一郎
白玉 埼玉縣比企郡南吉見村 △奥農館蠶種社
白玉 山形縣西村山郡本郷村 佐藤保嘉治
小石丸 茨城縣結城郡結川村 柴周平
青熟 高知縣高岡郡斗賀野村 田村忠藏

◎繭三等賞 三十九名

又昔 埼玉縣比企郡南吉見村 △小高保之助
又昔 群馬縣多野郡美九里村 △町田六三郎
青熟 東京府西多摩郡小曾木村 △大越藏
青熟 東京府東京市下谷區上根岸町 伊東忠三
又昔 神奈川縣高座郡溝村 鈴木又次郎
赤熟 神奈川縣高座郡淵谷村 △鈴田浦藏

白玉　栃木縣足利郡樺田村　齋藤良三郎
青熟　青森縣北津輕郡中里村　△井沼益太郎
青熟　新潟縣北蒲原郡聖籠村　水戸部猪八郎
又昔　群馬縣多野郡美土里村　白石延太郎
白玉　埼玉縣兒玉郡本泉村　木村佐治平
又昔　埼玉縣入間郡南高麗村　上田伴次郎
白玉　埼玉縣兒玉郡本泉村　坂本喜平
白玉　埼玉縣兒玉郡本泉村　星野竹次郎
新玉　埼玉縣兒玉郡仁手村　塚越伸三郎
絲よし　茨城縣筑波郡大穗村　關本彦五郎
宮白龍　東京府北多摩郡小平村　佐藤彌十郎
又昔　東京府北多摩郡國村　野崎彦太郎
又昔　群馬縣勢多郡數島村　都丸綱吉
白玉　埼玉縣兒玉郡丹莊村　平塚八百吉
又昔　東京府西多摩郡小曾木村　△柳壽館
白玉　東京府北多摩郡宮澤村　△小町儀三郎
白玉　埼玉縣兒玉郡青柳村　金井松五郎
青熟　東京府西多摩郡調布村　△村中勝五郎
青熟　神奈川縣高座郡遠谷村　齋藤省三
白玉　埼玉縣兒玉郡大澤村　蠶業兒玉組員　立川松之助

白玉　埼玉縣兒玉郡本泉村　石森啓之助
又昔　群馬縣碓氷郡板鼻町　清水團次郎
又昔　群馬縣群馬郡倉賀野町　△田口てふ
又昔　群馬縣多野郡神川村　黑澤貞吉
又昔　群馬縣多野郡中里村　高橋清七
又昔　山梨縣東山梨郡日川村　堀內金太郎
又昔　東京府西多摩郡大久野村　橋本益兵衛
白玉　埼玉縣入間郡南高麗村　市川平次郎
白玉　埼玉縣秩父郡南神村　加藤勝三
白玉　埼玉縣兒玉郡本泉村　木村彌三郎
小石丸　鹿兒島縣出水郡上出水村　石塚萬之介
小石丸　東京府西多摩郡西多摩村　△中村廣助
青熟　東京府西多摩郡體村　△內田春太郎

生絲三等賞　五名

機械製　茨城縣北相馬郡高野村　地引要助
機械製　愛媛縣宇摩郡川之江村　紀伊鄉篤
座繰製　埼玉縣兒玉郡青柳村　森源藏
機械製　香川縣豐田郡大野原村　庄司隆平
機械製　岩手縣氣仙郡世田米村　△瀧本可守

○審査委員長報告

喜三叨りに審査委員長の重任に膺り審査委員諸君の勤勉に由りて任務を全ふすることを得たるは最も幸榮とする所にして審査委員諸君に對しては深く鳴謝する所なり顧ふに本年は各地概して氣候の不順なりしにも拘はらず優等の出品頗る多し是れ蓋し出品者諸君が技術精練の致せる所たらずんばあらず而して蠶種微粒子毒の比例は第一回の出品に比して普通製は八分を減ぜしも框製は之に反して四分五厘を增せり蓋し框製にありては本年蠶況の不良なりしより撰擇意の如くなるを得ざりしの結果たらずんばあらざるべし而して其蛾の保存不完全なるもの多きに居れるは最も憾みとする所なり又之を列品に徵するに蠶業上從來後進者たる東京、神奈川、新潟等の如きは嶄然として頭角を現はし先進者たる著名地方の產にして反て其後に蹤若たるものあるの現象を呈せるは蓋し甲者の進歩良加ふるに數回の霜害之をして然らしめたるものなるべしと雖も然れども亦以て改善の一日も忽諸とせず益ゝ進みて優域に入ることを勉め其賞に與らざるものは反求して奮勵興起次回に於て輪贏を決せんことを期すべし斯の如くにして始めて本會開設の本旨に合へりと謂ふべし終りに臨みて特に一言を要するものあり他なし審査の確實なること是れなり學識あり經驗ある審査委員諸君の査定は十分信を措くに足るのみならず尙且つ精密なる器械力を藉りて精粗優劣を判明したるものなれば其至公至平なることは喜三の滿場諸君に向つて明言確保する所なり因りて玆に擬賞人名錄を呈す

明治廿九年十月廿五日　審査委員長　從六位　綠木喜三

○幹事長式辭

本會の出品は無慮三百零一點にして之を前回の總數三百五十五點に比すれば實に五十四點の減少な

りとす故に漫然評を下すときは衰退の二字を以てせざるを得ざるが如しと雖も其實避くべからざる原因の在りて存せり他なし本年氣候の不順養蠶の凶歉を來したること是れなり加之五月八日霜害の春蠶に於ける又八月より九月に渉りて水災の夏秋蠶に於ける著大の慘害を被らしめたるは掩ふべからざるの事實なりとす其他三陸の海嘯、羽後の地震の如き亦皆其地方の蠶業上に與へたる損害は決して少小にあらざるなり眞に非常の厄年と謂はざるべからず是故に出品の減少は固より豫期する所にして其品位に至りても亦他少の關係を免れざるべしと想像せしに概して前回の出品に相讓らざるのみならず或は其上に出づるものあり是れ出品者諸君が苦辛經營以て之を致せる所にして事業進歩の顯象たらずんばあらず豈一大快事ならずや此を式辭と爲す

明治廿九年十月廿五日　　大日本蠶絲會幹事長　從六位勳六等　岡　毅

○受賞人總代答辭

茲に本日を卜して第二回蠶種繭生絲品評會褒賞贈與式を擧行せられ不肖等此盛典に列するのみならず褒賞を受くるの榮を荷へるは感謝措く能はざる所なり不肖等益々奮ひ愈々勵みて以て此無上の名譽を永遠に持續することを勉むべし謹みて答ふ

明治廿九年十月廿五日　　受賞人總代　角田喜右作

○審査委員氏名（いろは順）

審査委員長	技藝委員	練木喜三	同
審査委員	蠶種	通常會員	石渡繁胤	同	通常會員	佐々木重松
同	同	同	都丸綱吉	同	同	守屋慶之
同	同	同	町田治助	同	同	高橋元助
同	同	同	佐藤長太郎	同	同	角田喜右作
				同	技藝委員	下田伊左衛門

同	通常會員	毛呂正容	同
同	生絲技藝委員	今西直次郎	同
同	同	橋本重兵衛	同
			特別會員
			小島敬善
			中山智倚

○寄附金者氏名

左の諸氏は今回品評會の擧を贊助せられ頒書の如く寄附せられたり

一金拾圓	群馬縣	高山社々長	町田菊次郎君
一金拾圓	東京府	下田伊左衛門	君
一金五圓	群馬縣	角田喜右作	君
一金五圓	群馬縣	都丸綱吉	君
一金五圓	東京府	中村半左衛門	君
一金參圓	群馬縣	岩田庄右衛門	君
一金貳圓	東京府	佐藤國太郎	君
一金壹圓	同	大野傳兵衛	君
一金壹圓	横濱生絲檢査所	佐野理八	君
一金壹圓	埼玉縣	小林九一郎	君
一金壹圓	同	松本眞三郎	君
一金壹圓	群馬縣	浦部眞太郎	君
一金壹圓	同	塚越武三郎	君
		清水治郎造	君
		生方五郎	君

一金　壹　圓　栃木縣　荒井常松君
一金　壹　圓　在岩手縣　田中憲之君

○小集會に於ける演說者（次第演說順）

日本の蠶業……井上甚太郎君
議會に於ける蠶業問題の經過……新井　亮君
蠶業の沿革を論じて絹織物染色の改良に及ぶ……橋本重兵衛君
蠶業に就て……湯本義憲君
生絲檢査所の効用……今西直次郎君
大日本蠶絲會員諸君に望む……前田正名君
蠶種の一定に就て……石渡繁胤君
地質の改良に就て……佐藤國太郎君
蠶兒及繭に於ける雌雄の鑑別……月田藤三郎君
養蠶は農業の一分科として勸むべし……藤田四郎君
蠶卵の呼吸……佐々木忠二郎君
桑苗の協同購入を望む……河原次郎君

○建碑式執行委員長の謝狀　本年八月八日佛國アレース府に於て擧行したる佛國故巴斯篤留（パストール）博士の頌德紀念建碑式に向つて大日本蠶絲會より祝電を發したることは會報第五拾號の雜報欄内に掲載せるが其答禮として該紀念建碑式執行委員長より今般謝狀を送致せり其譯文は左の如し

世界に雷名を藏したる佛國博士パストール氏紀念建碑式執行委員長として予は委員に代り貴會より電報を以て我建碑式の祝意を呈せられたることを感謝す當祝日は天氣晴朗にして更に光輝を加へ我養蠶地方の愚德者に敬禮を表するの好機に際し貴會の祝電に接し大に其厚意を高められたり

佛國美術館高等會議員トニ、ノエル氏ハ佛國の蠶業が衰頽危急に陷りたるが爲に博士パストール氏に之が救護を哀願する所の形體を造られたり其技極めて妙巧にして心目を驚かし實に非常なる盛典なりき爰に此業を完了し予はパストール建碑式委員を代表し謹で貴會に謝す幸ひに我敬意を銘せられんことを冀ふ

日本萬歳　佛國萬歳

アレース府　エフ、シヤベール

大日本蠶絲會御中

○露國に於ける日本生絲　露國にて蠶絲を使用するものは大概撚絲多かりしが右は伊太利、佛蘭西等より輸入するものにて露國に蠶絲の產出なきは世人の知れる所なりされば露國内に需要なかゝ少なからずして同國政府は課するに重稅を以てしんそ撚絲四貫三百目に對して金貨五十八圓の輸入稅なりしが斯くては同國の織場も利益薄く幸に生絲なれば四貫三百目に對して金貨一圓の輸入稅なるに由り差引五十七圓を以て撚絲の費用に充つれば利益多からんとの考へより近來は生絲を輸入して國内に於て撚絲と爲すことを始めしに考へ通り生絲の輸入漸く增加して撚絲の輸入減少したる由而して佛蘭西其他より輸入の生絲中にも日本品あれども亦日本より直輸するものもありて日本生絲の需要次第に增加の見込なれば他日露國が亞米利加に次ぐの得意先きとなるべきは現に佛蘭西を經ずして直ちに露國へ行く日本生絲の增加するを見ても知るべしと云ふ

○小松宮御邸の蠶種檢査　小松宮殿下には頗る養蠶業御熱心に在せられ本年は豆州三島の御

別邸に於て春蠶飼育並に蠶種製造をば遊ばされたるが該蠶種の檢査は十月二十六日より群馬縣北甘樂郡富岡町の佐藤辰太郎氏に命ぜられ同氏に拜謁を賜はりたるのみならず殿下には翌二十七日親しく檢査所へ臨ませられ同氏に命じて有毒なるものと無毒なるものとを撰別して御檢査遊ばされ佐藤氏よりは備さに微粒子毒其他の事を言上せるに殿下は殊の外御滿足遊ばされ茶菓を賜はり且つ其勞を謝する旨御沙汰ありたりとぞ殿下が勸業殖產に御心を用ゐさせらるゝは今に始めぬことながら最と難有ことになん因に曰ふ本年は氣候不順の爲め何れの地方を問はず養蠶は非常の凶作なりしに殿下御別邸の養蠶は稀なる上作にて蟻量十八匁を揃立て敢藏は七十有餘貫目に及びたりとかや

◎生絲屑物日歩の引上げ

横濱の生絲貿易商は過般來各銀行に於て追々金利を引上げたるに付き地方荷主に對する生絲及屑物の荷爲替日歩をも改正せんとて九月二十九日に組合員の臨時總會を開きたるに出席者少なく其儘になり居りたるが漸く年末に近づき金融界の形勢も大に革まり殊に在荷も三萬以上の多きに達し組合員よりも頻りに改正の請求ありしを以て去月二十八日午後第一時より役員會を開き熟議の末左の通り決議せり

明治二十九年十一月一日より當分の內生絲及附屬品荷爲替金其他の日歩は百圓に付き一日金三錢三厘と相定候事

右の決議案は臨時總會に附する筈なれども當時生絲商一同に多忙の時期なるを以て廻章を以て組合員の意向を確かむる事とし即日廻章を發して取極めたりと云ふ

◎蠶尿排泄器

新潟縣岩船郡關村の伊藤健五郎氏が蠶尿排泄器を發見せりとて新潟新聞に書を寄せて曰く「ハーベルランド氏の養蠶論に曰く蠶の尿管は小腸より出で小腸に入る然れども未だ躰外に排泄するを見ずと又蠶躰外觀論を見るに蠶躰後部に在る尾角に至りては何の用をも爲さずと斷論せり然れども余が數年の經驗に據れば此の尾角こそ全く彼の尿の排泄器たるを發見せり因て余は尙は汎く同業諸氏の經驗を待ちて之を確かむる所あらんと欲す希くは諸氏實驗の上其結果を余に報告されんことを云々

◎神戸蠶絲取引所告發事件

曩に設立認可を得たる神戸蠶絲取引所發起人十五名は其職業を詐稱せりとて神戸の栗本又四郎氏より神戸區裁判所に告發したる事は已に會報第五拾壹號の紙上に掲載せるが同裁判所にては去月廿六日を以て左の如く答轉逆なりとの判決を與へたり故に本件は神戸地方裁判所に告發するに至れりとぞ

右職業詐稱被告事件審理中管轄違に付判決すること左の如し

被告人小曾根喜一郎多喜衛直木政之介藤田松太郎杉山利介戸田忠圭神田兵右衛門小曾根喜平次大前藏次郎柴田保造田村宗作美馬幸吉川上平介川上新逸郎鷲尾熊太郎の十五名は株式會社神戸蠶絲取引所設立の發起人となりて之を設立せんと企圖し其申請を爲さんとするも法律規則の規定に從ひ其發起人となるには十五名以上且つ取引せんとする物件の各種類に割し人員の二分の一以上は其種類に屬する商業に二年以上從事せし營業者の資格を要す然るに被告十五名中僅に藏次郎が會社の役員又は取締に數回生絲を賣買せし事實あるも二年以上繼續して仲買又は小賣商と稱し得べき資格を有せず其他十四名は屑書の如く小間物商癸一郎は傳寸軸木仲買土木工事請負業白米反物の小賣業等又は其等營業人の雇人若くは絹絲商の雇人にして甚七利介外外が本業の附屬として眞綿又は絹絲の小賣を爲せし事實あるに過ぎざれば被告十五名は二年以上の蠶絲仲買又は其小賣業と稱し得可き資格を有する者皆無なるにより到底右目的を達し得さるを慮り職業を詐り虛僞の手段を以て其目的を達せんと謀り甚七利介外三名は明治十九年五月より平介は明治廿三年より藏次郎は明治十九年八月より現に神戸市に於て蠶絲仲買を始め今尙引續き從事幸吉は明治二十五年より甚七手代となり蠶絲仲買業に從事宗作は明治十年一月より甚七手代となり蠶絲仲買業に從事研逸郎は明治廿六年より養父平介に從ひ蠶絲仲買業に從事熊太郎は明治廿三年一月より神戸小物屋町蠶絲仲買商山口賢次郎に於て該業に引續き傳從事保造は明治二十二年より神戸居留地綿逸百一番館に於て蠶絲取引に今尙引續從事云々と虛僞の履歷書を作爲し其他各自の履歷と共に前記取引所發起申請書及び其附屬書類に添付と之を明治廿九年三月廿一日神戸市長及び兵庫縣知事を經由して農商務大臣へ提出し明治廿九年四月廿九日其

發起認可を得たるも同大臣に於ては被告人履歴書中不埒の廉あり若し成規の資格上缺る所あるに於ては認可の指令は自然消滅に歸すべき云々を以て兵庫縣知事へ尚職業上の資格審査方を令達し知事は其令達に基き神戸市長なして之を審査せしむるに力り被告十五名は協議の上小倉根喜一郎を總代として發起人は成規の通り二年以上該營業部類に屬する商業に從事し現に營業者に相違なき云々と虚偽の上申書を市長に提出し其上申書に基き市長は知事、知事は農商務大臣へ被告等は成規の資格に相當する旨具申し同大臣よりは更に資格相當と承認する旨知事なる同人に傳達せしめたり爰に於て被告十五名は明治二十九年六月一日前國蠶絲取引所設立免許申請書を農商務大臣へ提出し明治二十九年七月六日同大臣より其設立免許狀を下付したり

以上の事實は各被告人並に證人梁本又四郎三宅忠威鳴瀧袭精澤小傳次伊藤松藏が當公廷に於ての供述並見清右衛門の鑑定書及は訊問調書押收の第一號乃至第十七號取引所發起及設立申請に關する書類設立免許狀兵庫縣知事の回答書其所屬書類押收の帳簿仕切書並び狀神戸蠶絲實込業組合規約統計年表の拔書等に徴して明確なり其所爲たる詐爲の所爲なる以て官の免狀を受たるものとし刑法第二百十四條を適用すべき輕罪の被告事件なるを以て裁判構成法第十六條に基き當區裁判所の管轄に屬せず

因て刑事訴訟法第二百二十二條に依り被告十五名に對し管轄違なる旨渡す

明治二十九年十月二十三日神戸區裁判所公廷に於て檢事横濱生絲檢査所に於て十月十九日より十一月十四日に至る

◎横濱生絲檢査所生絲檢査調

横濱生絲檢査所に於て十月十九日より十一月十四日に至る間に檢査せる生絲は左の如し

判事　富田鐵次郎　書記　高島一郎

請求年月日	生絲種類	産地	製産者	檢査項目	請求人
十月十九日	器械一個	伊勢	井關製絲場	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	茂木
同	同	羽前	鈴木清助	同	同
同二十日	同	近江	小口製絲株式會社	同	同
同	器械二括	信濃	下條製絲所	同	同
同	同	同	同	同	同
同	器械一個	遠江	絲合資會社	原量、正量、再繰、繊度、額節、強力、	木村
同	器械五本	信濃	合名會社明十社	同	同
同	同	信光館	同	再繰、繊度、	外
同	陸前	同	同	繊度	同
同	座繰三五本	上野	横濱生絲	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	九十五番
同廿四日	器械一括	武藏	同	同	中山
同	器械一個	信濃	鄕原館	原量、正量、再繰、繊度、額節、強力、伸度、	原
同	同	羽前	鈴木周堂	同	同
同	同	信濃	長慶製絲株式會社	原量、正量、再繰、繊度、額節、強力、伸度、練減、	茂木
同廿六日	器械二本	越後	再繰	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	横濱生絲
同	同	信濃	荒川榮次	同	若尾
三括					

請求年月日	生絲種類	産地	生産者	檢査項目	請求人
同廿一日	器械五本	美濃	信勝社	再繰、繊度、	横濱蠶絲外
同	器械三括	近江	山敷源吾	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	茂木
同	器械二〇〇本	信濃	同	同	横濱生絲
同廿二日	器械一個	信濃	合名會社明十社	同	茂木
同	陸前	小野寺重太郎		原量、正量、再繰、繊度、額節、強力、伸度、	木村
同	器械二五本	武藏	島崎製絲會社	同	千場
同廿六日	座繰二五本	武藏	同	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	横濱生絲
同廿七日	器械六本	越後	同	同	同
同	同	摂津	松原製絲場	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	茂木
同廿八日	器械一括	信濃	東行社	同	小野
同	座繰五本	武藏	飛龍合資會社	再繰、繊度、	同 伸
同	同	武藏	有輝社	同	同
同	器械一〇〇本	甲斐	小山田英太郎	再繰、繊度、額節、強力、伸度、	横濱生絲
同	同	羽前	多加谷	同	同
同	器械一括	近江	近江製絲株式會社	同	茂木

同	十本	信濃	俊明社	再繰、纖度、
同廿九日	一同	一括	美濃	金生社
同廿日	繰糸	二本	上野	横濱生絲
同	器械	一個	越後	横野小平
同	同	岩代	小松山宇多郎	同
同	座繰	二括	肥後	肥後生絲販賣所
同	器械	一個	備後	備後製絲株式會社
同	同	二本	甲斐	草薙社
同廿一日	同	十本	甲斐	草薙社
同	一同	一個	近江	辻太兵衛
同	同	五括	近江	井村伊右衛門
二十一日	器械	一個	近江	辻太兵衛
同四日	同	十本	信濃	
同	同	五本	信濃	

同	同	横濱蠶絲外	再繰、纖度、	
同	同	同	再繰、纖度、額節、強力、伸度、	神榮
同五日	二個	同	再繰、纖度、額節、強力、伸度、	横濱生絲
同六日	一同	一個	三河	三河製絲株式會社
同	同	同	原量、正量、再繰、纖度、額節、強力、伸度、	原
同	同	同	再繰、纖度、額節、強力、伸度、	同
同	同	五本	信濃	北信社
同七日	一同	一個	紀伊	開運館
同	同	五本	信濃	北信社
同九日	同	六本	三河	谷川製絲場
同	同	一個	者狹	雲濱蠶絲株式會社
同	同	繰糸	肥後	同
同	同	壹本	信濃	本六工社
同	一同	一個	常陸	佐野文助
同	同	同	原量、正量、再繰、纖度、額節、強力、伸度、	佐野代原
同	同	同	再繰、纖度、額節、強力、伸度、	衣浦製絲合資會社
同	同	六括	尾張	衣浦製絲合資會社

同十日	器械	一個	若狹	正信株式會社
同	同	二個	遠江	大純社
同	一同	一個	駿河	塚本至作
同	一括		播津	播津興產株式會社
同	同		和泉	堺製絲株式會社
同	一同	一個	信濃	信精館
同	同	二個	同	下田國松
同	一同	一個	同	滿島館
同十一日	同	因幡	由谷製絲館	原量、正量、再繰、纖度、額節、強力、伸度、
同	同	足立製絲場	同	同
同	同	三階製絲場	同	同
同	同	米澤製絲場	同	同
同	同	俱佳製絲場	同	同
同	同	越後	五泉共同製絲場	再繰、纖度、額節、強力、伸度、

同	同	横濱蠶絲外	纖度、	
同	同	同	再繰、纖度、額節、強力、伸度、	三井物產
同	同	五本	甲斐	草薙社
同	同	十本	同	同
同	一同	一個	伊集	竹葉覺治
同	同	同	遠江	戸田元八郎
同	同	同	陸前	山田製絲會社
同	同	同	伊豫	白城岩太郎
同	同	六本	羽後	大館製絲場
同	同	一本	千葉丈左衛門	同
同十二日	同	五本	信濃	信濃製絲株式會社
同	器械	三括	伯耆	山陰製絲合名會社
同	同	桑本	信濃	同
同十三日	一同	一括	尾張	大井製絲場
同	同	八本	甲斐	白嶺社
同	器械	一個	尾張	尾張製絲株式會社
同	同	同	原量、正量、再繰、纖度、額節、練減、強力、伸度、	神榮

同	器械一個	伊藤	字屋蠶業社	原量、正量、再繰、纖度、節、強力、伸度、	木村
同	同	同	伊藤製絲株式會社	同	同

◎神戸生絲檢査所生絲檢査調

神戸生絲檢査所に於て十月中に檢査せる生絲は左の如し

請求月日	請求人	産地	製産者	檢査項目	請求人
十月二日	器械五本	京都府	郡是製絲株式會社	再繰、纖度、強力、伸度、節、	郡是製絲
同	同一括	岡山縣	東美製絲株式會社	同	神榮
同五日	同	福井縣	片山市兵衛	同	片山
同	同	滋賀縣	水口製絲株式會社	同	河合
同七日	同六本	滋賀縣	藤田諭一	同	藤田
同十三日	同五本	香川縣	黑瀨元五郎	同	黑瀨
同廿日	同	福井縣	雲濱蠶絲株式會社	同	雲濱蠶絲
同廿三日	一個	岡山縣	作樂製絲株式會社	同	神榮
同十四日	器械一個	信濃	東行社	再繰、纖度、節、強力、伸度、	小野
同	同	同	伊藤製絲株式會社	同	同

請求月日	請求人	産地	製産地	檢査項目	請求人
十月廿七日	器械一個	兵庫縣	國村信義	同	田淵
同	同	兵庫縣	田淵澄	同	同
同	同	熊本縣	島崎製絲合資會社	同	同
同廿八日	同	岡山縣	中備製絲會社	同	神榮
同	同五本	岡山縣	浮田彌壽助	同	浮田
同廿日	同一個	兵庫縣	合資白鶴會社	同	白鶴會社
同	同五本	大阪府	播津興産株式會社	同	播津興産
同	同二個	岡山縣	東美製絲株式會社	同	神榮

◎蠶種檢査法案　農商務省より第十議會へ提出せんとする蠶種檢査法案は此程成案となりしに付き同省に於て高等官の審議中なりしが去る十二日を以て結了したるに由り既に法制局へ回送せられたりと云ふ

◎神戸蠶絲取引所の成行き　神戸蠶絲取引所は既に設立免許を以て開業の運に至りしに別項に記するが如く發起人を告發する者ありて目下神戸地方裁判所に廻り居るも同取引所は已に株主總會を開き重役の選擧も了りて發起人より事務の引續ぎを爲し農商務大臣の認可を經て株金を募集し營業細則をも其筋に差出し一個の法人と爲りたる今日にて最早發起人時代を通り越したる者なれば假令發起人に不都合ありたりとするも會社の存立には毫も係累を及ぼすことなく會社は取引法に明文ある如く法律違犯又は公益を害し若くは公衆の安寧を害するにあらざる以上は解散の處分を受くる恐れなきを以て近日第二回の株金を募集し裁判の成行き如何に拘はらず事務を進行して開業を爲す筈なりと云ふ

◎福澤諭吉氏の人造絹絲論　時事新報の生絲論は會報第五十一號に轉載せるが福澤諭吉氏は頃日信州に漫遊中有志者の請に應じて絹絲論を演說せり今其中より人造絹絲に論及せる事を摘抄すれば左の如し

（前略）著勞性の說とは即ち人造絹絲の事で有が如何に化學上の作用とは云へ迚も滿足なものが出來ぬと云ふ事は私が受合ふ保證りの物が出來るとしても人情は價高くして美麗なものを貴ぶ假令へば御隣りのお孃さんの衣服は見事なれどもあれは人造の贋物だよと人に指さゝる樣になるから價安きものを着る事は厭ふ樣になりて眞物を望む樣になるは必然の勢である故人造絹が流行すれば眞物の爲には却て自出度事にて人造に絹は眞物の廣告となる米人の多くは絹を見た事がない然るに人造絹流行すれば眞物のある事を知る知れば夫を望むに至るは人情の常なれば私は人造絹の流行に眞絹の爲に實に目出度事と考へます云々

◎米國大統領と絲況の關係　米國大統領撰擧競爭の爲め同國の商業は全く不振に陷りたる其

影響は我が生絲の貿易を沈滯ならしめたる重なる原因なりしかば大統領にして愈よ決定否金派たるマッキンレー氏にして愈よ大統領に上らば横濱の絲況は必らず一陽來復の姿を呈せんとは世人一般に思惟する所なりしが待ちに待つたる十一月三日の撰擧當日に至りて見事マッキンレー氏の當撰となりしも市場の景況は依然として捗々しき取引あらず豫期に違ふものゝ如くなれども一旦騰貴したる外國爲替も幸にして再び下落の傾向を示したれば今明兩月の交に於ては一盛りの賣行きありて場面は活氣を呈するに至るべしとの說を爲すものあり

◎蠶種檢査上の發明　從來蠶種の徵粒子毒を檢査するに用うる所の板硝子及覆硝子は檢査を終れば一回毎に清水を以て清淨に洗滌して木綿の布片を以て丁寧に水分を拭ひ去るを法とし頗る手數を要することなるが青森縣弘前市藏主町の瀧川平十郎氏は年來此手數の煩雜を憂ひ何とかして簡便の方法を發見せんものと深く工夫を凝したるの結果此程に至り遂に火力に藉りて水分を發散せしむるの法を發明したり此方法に據るときは檢査上大に手數を省くのみならず結果も亦頗る精確なりと云ふ果して事實ならんには檢査上一新路を開きたるものと謂ふべし

◎新潟縣蠶絲織物品評會　大日本蠶絲會新潟支會にては五二會新潟縣織物部と提携して本月四日より縣會議事堂に於て第一回品評會を開設せり爰に其概況を記せんに觀覽人は總計四千三百二十五人にして出品總數九百零九點の內蠶種五十一點、繭七十二點、生絲三十三點なり而して十一日を以て褒賞授與式を擧行せり當日午前十一時出品人、來賓、審査官、事務員順次式場に參列し續きて杉本會長の先導にて淺田知事及前田正名氏着席し夫より會長授與式擧行の旨を述べ審査官受賞人名簿を呈し次に松永山內兩審査官の審査報告ありて後ち授賞を畢り尋で知事より優等者に褒賞を附與し引續き會長及知事の祝辭前田氏の挨拶あり出品人總代として小出淳太氏の答辭長岡織染研究會幹事長菊田周太郎氏の祝辭あり最後に吉池委員各地よりの祝電を朗讀して式全く畢りを告げぬ今蠶絲に關する一等以上の受賞者を左に擧ぐ（會長及知事の祝辭當日午後實業大會並に新潟支會大集會の景況は次號に何ほ掲載する所あるべし）

蠶種　一等養蠶社、二等松田彦平、仝山田政綱、仝扶桑館、仝小出淳太、仝蘆谷頼治、三等柳澤又市、仝藤川英太、仝岡村仁三治

繭　一等田中篤雄、二等松田彦治、三等林後三、仝本間しげ、仝刈部豐二、仝義源社、仝橋本文治、仝山岸繁藏、仝飯倉勝太郎

生絲　一條東陽軒、二等小出製絲合資會社、仝長岡製絲場、三等青木莊吉、仝五十公野製絲場、仝高地豐藏

◎松永技師の出張講話　岡山縣下美作國西北條郡外三郡組合に於ては蠶業講習所技師松永伍作君の出張講話を請ひ居りしが同君には兵庫熊本二縣を經て去十月八日、來縣あり因て岡山縣蠶絲業組合取締所に於ては檢査員岡保興をして案內として岡山市迄出迎へしめ十日より津山外二ヶ所に於て同君の講話あり美作は縣下にて最も蠶業に熱心の處なれば聽衆非常に多く同君の講話筆記を印刷に附する旨を聞き現に其配附を請ひし部數五千以上に達せり同君の來縣を機として岡山縣下西ヶ原同窓懇親會を津山町に開きしに折惡しく病氣又は他行中の者多くして來會者は逸見寅雄、岡保興、前原熊平、池上朝衛、名和義夫、狹尾稻城の數氏なりき松永技師には二十日を以て岡山市に開設の中國農區實業大會に臨席せられ一場の談話ありて即夜岡山發の夜行汽車にて東歸せられたり

併せ記す岡山縣蠶種檢査員に從事せる西夕原出身者は岡保興、逸見寅雄、森山四方一、名和義夫、小林來男の五氏にして其他の同窓者は概ね自家に於て蠶業に從事せり（大日本蠶絲會員岡保興氏報）

◎綠綬褒賞下賜　大日本蠶絲會員安井好尙氏は實業に精勵せし廉を以て去月二十八日賞勳局に於て左の如く綠綬褒賞を下賜せられたり

島根縣石見國邇摩郡大國村　安井好

風に志なる殖産に專にし力を公益に竭す種樹養蠶牧畜水産の改善を圖り勸植の種苗を購ひて來に施與し屢〻共進展會品評等の會を設け殖に組合會社傳習所の事を幹と各地の製作を參考し有識の言説を取用し經營自ら勸め周旋衆に勸め二十餘年の久き一日の如く水生陸產皆面目を新にし繭絲稻穀最も品質を改む其誘導の力邇驛安濃の兩郡より延きて遐邇に及び又學資を貯備し校舍を營建し以て教育を勸まず前後貢所其だ多し洵に實業に精勵し衆民の模範たる者とす仍て明治十四年十二月七日勸定の綠綬褒賞を賜ひ其善行を表彰す

◎叙任　生絲檢査所技師田原休之丞氏は神戸生絲檢査所長に兼任（從前は所長心得）九級俸下賜。農商務技師蠶業講習所技師農商務技師に任ず高等官七等に叙し十一級俸下賜農務局勤務を孰れも十月三十日命ぜられたり

◎取消　大日本蠶絲會報第五拾壹號雜報中蠶種檢査不合格と題する件は左の照會に因りて取消す

拜啓陳ば貴會明治廿九年九月第五十一號雜報欄內鹿頭に蠶種檢査不合格の七字を以て普人が仙臺蠶種檢査所に至り更に第三期の檢査を受くる際不合格の者多かりし爲め檢査員の處置に不滿を抱き激論の末縣廳に出頭し知事に面會を求めしも知事は事務の都合により之を毛利屬に命じ應接せしめ懼論の上退廳せしめられたるとの長文を以て御掲載相成候得共其は普人の不滿は不合格に非ずして受付番號抽籤法取扱上の不親切に在りたるを以て檢査所の處置に服せず進て縣廳に出頭し懇請を盡したる義にて事實上甚だ相違致し居り候條乍御手數迄文を揭けて以て御取消し相成度此段及御照會候也

福島縣伊達郡梁川町大日本蠶絲會員　土屋忠太

明治廿九年十月廿五日

◎會員諸件　左の諸氏は十月より十一月に渉りて入會、變更若しくは死亡せられたり

◎特別廣告

○通常會員　◎入會

東京　井草甫三郎
神奈川　杉山岩次郎
新潟　柿崎鈆太郎
同　坂結喜藤太
同　川村利喜三
同　志田丑太郎
埼玉　荒木寅平
同　久田熊吉
同　久田金次郎
同　井上章次郎
同　伊藤國藏
同　鈴木勝太郎
同　高村綱甫
同　佐藤俊作
群馬　小沼桃次郎
栃木　永山彌四郎
静岡　渡瀨源一郎
同　鈴木源吉
同　三輪新五郎
同　三輪一孝
同　三輪兼次郎
同　宮城伊藤勘九郎
同　星恒三郎
同　棟方儀比郎
静岡　柿澤與三郎
同　影山長平
同　平野益男
同　小杉源左衛門
同　清水繁作
同　原田耕重
同　永井碩底
同　高橋忠雄
同　倉田愛次郎
同　松谷謹三郎
同　三隅要之助
同　松尾松五郎
同　松村彌平
同　海野幸孝
長野　櫛原麻積太郎
同　吉地晉彌
同　宮崎宗村豐袈裟
福島　佐藤久太郎
岩手　小畑齊
同　志村儀三郎
同　水野德太郎
山形　佐藤慶藏
同　北島綱三郎
秋田　倉山昌親
富山　弘中守
山口　新垣恒通
徳島　福田武一郎
同　古屋又三郎
大分　長野親太郎
熊本　宮崎宗村豐袈裟
鹿島　川上四郎太
沖繩　松田盛仁
同　新垣恒通

計　五十五名

右の内にて弁草、佐藤(國藤)佐藤(隆)北島、福田、古屋の六氏は各自に申込まれ、杉山氏は鷲田草太郎氏、梯崎、坂崎、荒木の三氏は本間宏氏、川村、志田の二氏は新潟支會、久田(勝吉)氏以下二氏は青木淺次郎氏、小沼氏は猪狩増太郎氏、永山氏は由井砕次氏、渡邊氏以下十六氏は蜂田善五郎、青木關七の二氏、松村氏は佐藤長郎氏、海野氏は子安雅氏、櫛草、吉塙の二氏は市瀬善治氏、伊藤(勘九郎)氏以下二氏は鳥木長氏、佐藤(久太郎)氏は細貝順吉氏、小畑氏は松田小吉氏、志村氏は田鎖清道氏、水野氏は田中巡之氏、倉山氏は長澤會平氏、弘中氏以下三氏は毛利正雄氏、長野氏は高橋信貞氏、宗村氏は松永伍伊氏、川上氏は亀枝襲道氏、松田、新垣の二氏は國常央氏孰も紹介せられたり

●會員の變更

本會規則第二章第六條一項に據り通常會員より特別會員に變更

群馬　都丸綱吉

●死亡

群馬　神山巌

○通常會員

●會員諸君に要望す

蠶絲業に關し高見卓説を有せらるゝ諸君は何卒御投稿相成度且又御見聞の次第る有之候はゝ陸續御通信あらんことを希望す但表類は兎角紙面を多く要し候に付各景況の如き可成文章に綴りて御報告相成度候

大日本蠶絲會

●大日本蠶絲會規則(明治二十九年六月六日改正)

右刷成に付御要望の諸君は郵便切手貳錢を添へて其旨本會(御申越あるべし)直ちに送附す

大日本蠶絲會

●入會の勸誘を望む

本會は本邦蠶絲業の改良進歩を圖るを以て目的とするものにして創設以來日尚ほ淺きも入會者は陸續として增加し今や已に當初の會員に十數倍し栃木、新潟、富山の三縣には支會の新設をも認可するに至り會運は宛も朝暾の昇るが如く駸々乎として隆昌の域に向へり是れ固より有志家諸君が熱心蠶絲業の發達を企圖せらるゝの精神に基くと雖も然れども亦本會が斯業に向つて裨益する大且つ多なるに由らずんばあらざるなり而して其根軸たるべき事業を開發せしむるには本會員の汎く全國に渉りて最多數なるにあらざれば其の効用の多きを收むること難く其の目的を達するに足らざるものなり就ては會員諸君は精々本會へ入會者を勸誘せられんことを希望す

但本會へ入會せらるゝ人は一ヶ月金拾錢の割合にて一ヶ年分以上の會費を添へて申込まるゝを要す　尚ほ本會規則入用の方は郵便切手貳錢を添へて御申越相成度直に郵送可致候也

大日本蠶絲會

●取消廣告●

明治廿九年七月發兌大日本蠶絲會報第四拾九號宮城縣志田郡蠶業概況報告蠶種製造者の面目を毀損したるは在郡日尚浸く見聞狡猾の罪にして今更慚愧の至に堪へず依て該報告を取消すと同時に同業者に紹介す

明治廿九年十月廿二日

宮川潛藏

●農事新報●

●第九十七號十月廿日發行●一冊八錢郵稅五厘●十五錢●見本は九錢前金に非れば送附せず●為替は南傳馬町郵便受取所振宛●切手代用は一割増に限る●目次●論說●蠶豆いや地病の原因研究●孟宗竹●目米國に於ける本邦生絲○蠶業の方針○農家の少年●唐亭將來の雷要○入出る本邦製茶○米國に於ける本邦製絹○米國に於ける蠶種○柿樹の栽培法○除虫菊花の栽培○洋種の蕪菁○廿藷栽培法○麥食に就て○他雜錄○稻の穗枯病に就て●其他雜錄○大麥の栽培○蠶豆の收穫期に於て○廿藷栽培法○除虫菊花の栽培○洋種の蕪菁○麥食に就て○他雜錄○稻の穗枯病に就て●其他雜錄○問答分の與雜報○數十件悉く有益の記事を以て充てり●本報は全國農界の指針とし輿望と負ふて中央農事誌中第一を以て推されし讀者諸賢に乾立本邦農事誌中第一を以て推されし讀者諸賢に月に加り聲價倍々騰る蓋し論說寄書より問答雜錄其他都て記事の記事を以て充てり

到著實周知

農家を誘掖するの顯著なる特に本報に於て見るべきなり

農事改良に志あるの士請ふ此一冊を請せよ

東京々橋區南傳馬町二丁目

有隣堂發行所

◎蠶桑實驗說◎

洋製美裝　全一冊　傍訓入　價五十錢　郵稅六錢

●（代金は郵便為替・南傳馬町郵便受取所振宛・に）て御送付の事郵便切手代用は一割増に限る）

農商務省技師松永伍作君著述

技師の講述蠶に養蠶術講義あり蠶業界此書の右に出るものなしとは世の定論なり其他技師の講義と稱するものの數種あるも只講話の一地方に適するのみにして全國の成るを期すや遠邇の顧客書を飛はしなり發刊を促す切なる諸世人に紹介さるべき書は最も斬新最有益なる蠶業界古今未曾有の最大良書なり

羅大成價値

版養蠶術講義と相待て雙絕せられたるものに養蠶家をして渴仰止ざらしむるもの其奈何に為せるか想見すべし第八編

東京京橋區南傳馬町貳丁目

穴山篤太郎發兌

!!!養蠶家必携書！新刊報告!!!

實驗蠶體解剖

附蠶病及顯微鏡使用法

農商務省蠶業講習所長　練本喜三先生序
農科大學教授理學博士　石川千代松先生校閲
農科大學教授理學博士　佐々木忠二郎先生校閲
農學士　外山龜太郎先生
農學士　石渡繁胤先生　共著

洋裝　全一冊　大判美本

蠶躰の生理に通じ病理を知るは養蠶家限り下の急務なり飼育其法を得んと欲せば これを措て他に何を求め、石山、此書は外山、石渡兩學士の多年の實驗によりて編成せるもの にして各節末にも便附錄に蠶病論を載せ以て病徵、病原を明かにし併せて以て各自實地の習得に資する實驗法を記事正確、解說詳明なる寫生圖數拾個を加へたれば見る人、理解を文字の外に收むるを得べし、而して校閲者は石川、佐々木兩博士なり兩博士の盛名本書の價値を證して餘りあり弊店又何をか贅せん

挿畫數拾個●定價金壹圓●郵稅金十錢

東京市神田區裏神保町九番地（電話番號本局千〇六十二番）

發兌元　書肆　合資會社　富山房

養蠶實用

舶來乾濕計

壹具　金壹圓貳拾錢

舶來品にして價廉なり
湯暖計其他温暖計を代用す
度目は攝氏華氏對照なり
度目の精確なる他に比類なし
荷造は弊舗自辨なり

弊舗今回發賣仕候舶來乾濕計の義は世間の粗造品と異なり海外有名會社製品中精確のもの相撰み又其内より最も度目正確の分撰抜仕り候義に有之候元來舶來品は和製品と比較仕り候へば優等なるは勿論に候へ共隨て價格高直に相なり却て御不便に候處今回發賣仕り候分は舶來品にして度目は最も精確を究め且つ價格も廉價と存じ候何卒大方各位弊舗微意のある所を賞せられ續々御使用の程偏に願上候也

倘右乾濕計の義は取外し自在に攝氏華氏兩目盛に付取外して湯暖計等を兼用候へば製絲釜の温度計をも相勉め至極便利の品に有之候

當今の內御試驗被下候上來期節に御使用相成候はゝ充分御効力も有之べくと愚考仕候

顯微鏡

養蠶用　解剖用等其他種々着荷仕り居候に付御入用に候はゝ御照會被下度詳細御答可申上候

時計及裝飾品顯微鏡、兩眼鏡
養蠶用諸器械
醫療理化學器械

商　東京市日本橋區本町三丁目十一番地　玉屋支店

●精撰蠶種販賣

○北海道製蠶種（壹升二百八十粒）

小石丸（壹升三百粒內外）○代價八普通製（北海道鹽檢査濟）壹枚金壹圓廿錢框製（全檢査濟）百枚金壹圓八拾錢○右何れも全道有名蠶種家の製造に係る

附言本年は內地霜害等の言は不悪評と種々旁々聞有之候故北海道製蠶種の注文非常に多く弊舗約分も最早少數に相成申候間御用の諸君は大至急御注文被下度候

○高山社製蠶種

○本蠶種は某蠶業組合にて該社より共同購入したるもの、內弊社にて左記の枚數護受申候間御用の諸君は大至急往復はがきにて代價御照會被下度候

一副社長長以下重要な教授員の製造蠶種は左の通り

高山社傳習所及長製廿枚

●右の外特約製造蠶種は左の通り

●鬼縮●白綾

名なる佐藤國太郎氏製造にて重に框製（群馬縣原種檢査濟）なり氏は蠶絲會第二回品評會に於ても壹等賞を得たり殊に氏の冥種たる綾種は西ク原試驗場の原種に買上らか改

●白玉●小石丸●又昔

馬場玉長野の著名家製造の普通製も框製も有り代價壹枚金壹圓三十錢框製百枚貳圓五錢運料二錢以上壹枚毎に壹錢增○弊賣蠶種にまて萬一需要地檢査に不合格の節は交換又代金返戻

●捕下シ網　一巾八寸五分　丈一尺二寸五分〇乙　壹枚　金四十錢
●一分目網　丈三丈六尺　壹反　金九十六錢
●一分五厘目網　壹反　金九十錢
●二分目網　壹反　金四十五錢
●三分目網　壹反　金五十錢
●三分目網（改良專賣蠶絲織）　壹反　金五十錢
●三分目網（並蠶染）　壹反　金四十五錢
●三分目網（上蠶染太絲製）　壹反　金四十錢
●四分目網（改良專賣）　壹反　金三十五錢
●琉球製五餘目網　壹反　金三十錢
●琉球製五餘目網　壹反　金二十五錢
●琉球製五餘目網　壹反　金二十錢

●作業迅速蠶育驗齊

蠶蟻網販賣

現在荷代價表

專賣（二本織蠶染）
右巾五寸五分目網　壹百枚　金壹圓八拾錢
右巾五寸五分目網　壹百枚　金壹圓八拾錢
右巾五寸五分目網　壹百枚　金壹圓八拾錢

明治二十七年八月廿五日遞信省認可

大日本蠶絲會報第五拾貳號目次

●論說
○桑樹モンパ病論　農學士　市川毅次郎
○蠶種害蟲試驗　本多岩次郎

●寄書
○上國の早晩に就て　松下憲三郎
○遠州地方の夏蠶稿製造業者に告ぐ　精川熊雄

●統計
○二十九年八月中生絲屑物輸出數量及價額
○九年八月中紬布類輸出數量及價額
○世界各國生絲產出比例
○九月中繭濱生絲產出入及取引統計
○二十九年八月中生絲統計
○二十世界生絲統計

●問答
○蠶糞貯藏に就て實驗に答
○殺蛆器械に付質問に答
○蠶糞の肥料に就て實驗に答
○殺蛆器械に付質問に答

●外報
○伊國生絲產出額及日伊商業關係
○佛國蠶業獎勵會に關する意見
○佛國蠶業生絲況
○黑昂蠶絲商況
○東京蠶況
○伊國蠶業獎勵會に關する意見
○佛國蠶業生絲況
○黑昂蠶絲商況
○東京蠶況
○上國蠶絲會社
○高麗蠶業

●雜報

本報廣告料　一行五號活字廿二字詰前金八錢三十行以上は割引すべし

本報定價　一ヶ年分前金拾貳錢　一冊前金壹圓貳拾錢

明治廿九年十一月二十九日印刷
同　十一月三十日發行

編輯人　籾山鈞　東京市小石川區小石川水道町卅九番地

發行人　池田蕭　東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷人　山本巽二郎　東京市京橋區四丁目屋町二十六七番地

印刷所　株式會社秀英舍　東京市京橋區四丁目屋町二十六七番地

發行所　大日本蠶絲會　東京市神田區美土代町二丁目一番地